

第3次善通寺市一般廃棄物処理基本計画

令和6年9月

善通寺市

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の範囲	4
4. 計画の期間	4
5. 広域化計画	5
6. SDGsの取り組み	7
第2章 善通寺市の概況	8
1. 自然環境	8
2. 社会的環境	9
第2部 ごみ処理基本計画編	14
第1章 ごみ処理の現状	14
1. ごみ処理の流れ	14
2. ごみ種類別の排出量	15
3. ごみの分別区分及び収集体制	15
4. 燃えるごみの組成割合	17
5. 中間処理	18
6. 最終処分	21
7. ごみ減量・再利用の状況	23
8. 一般廃棄物処理事業経費	25
第2章 ごみ処理の評価	27
1. 現行計画の数値目標	27
2. 第3次善通寺市環境基本計画の数値目標	27
3. 国の数値目標	27
4. 県の数値目標	28
第3章 ごみ処理の課題	29
1. ごみの排出抑制	29
2. 収集運搬	29
3. 中間処理	29
4. 最終処分	29
5. その他	29
第4章 計画の基本方針	30
1. 基本理念	30
2. ごみ処理の基本方針	30
第5章 ごみの排出量及び処理量の見込み	32

1.	人口推計	32
2.	ごみ排出量の将来推計	35
3.	目標値の設定	39
4.	減量目標を達成した場合の将来推計結果	41
第6章	ごみ処理基本計画	43
1.	ごみ処理の施策体系	43
2.	基本施策	43
3.	ごみ処理における今後の方向性	50
第3部	生活排水処理基本計画編	55
第1章	生活排水処理の状況	55
1.	生活排水処理体系	55
2.	生活排水処理の現状	55
3.	汚水処理処理施設の現状	58
4.	生活排水処理の課題	58
第2章	生活排水処理の基本方針	60
1.	基本理念	60
2.	生活排水処理の基本方針	60
3.	生活排水処理の予測	60
4.	施策体系	63
5.	具体的な取組み	63
6.	市民・事業者の取組み	66
7.	生活排水処理における今後の方向性	66
第4部	計画の推進	70
1.	計画の推進体制	70
2.	計画の進行管理	70

第 1 部 総論

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

一般廃棄物処理計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）」第 6 条第 1 項に基づき作成するもので、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、地域から発生する一般廃棄物の適正な処理や再利用に関する施策を長期的・総合的に推進するために策定するものです。

国では、環境基本法に基づき、循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物の適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた規制など様々な法の整備を行っています。また、ここ数年は食品ロスの削減やプラスチックごみへの対応という新たな問題も挙げられており、国をあげての取組みが必要とされています。

善通寺市（以下「本市」という）では計画期間が平成 24 年度から令和 3 年度までの「第 2 次善通寺市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という）を策定し、本市における一般廃棄物行政を計画的に進めてきました。

前計画は令和 3 年度で計画期間が満了したため、計画策定時から現在までの新たな法律の制定、社会経済情勢の変化など、本市を取り巻く廃棄物行政の状況など、様々な変化を踏まえ、今後の長期にわたる廃棄物行政の方向性を示すことを目的に一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は廃棄物処理法に基づき策定するものであり、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的事項を明らかにした上で、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものです。

本計画は一般廃棄物処理の最上位計画とし、本市の上位計画である「第 6 次善通寺市総合計画」や「第 3 次善通寺市環境基本計画」の一般廃棄物に関する基本的な方向性などを踏まえた計画になります。

また、計画の策定にあたっては、国や香川県が定める基本方針などに配慮するものとします。

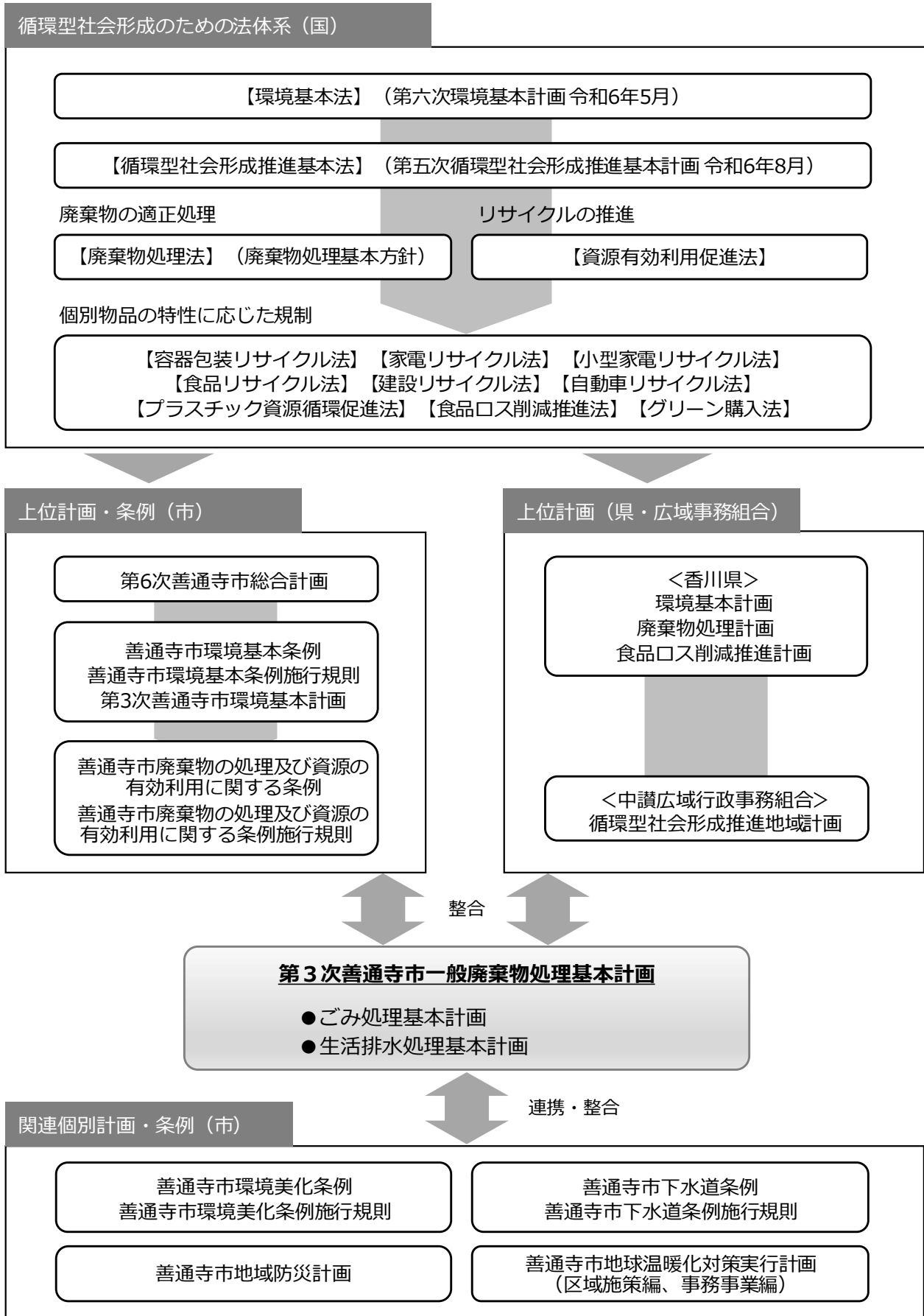


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第6次普通寺市総合計画（2021～2030）（抜粋）

みんなで創る!!
住んでみたい・住みつづけたいまち 普通寺
～普通寺らしさの探求から、未来の創造へ～

[目指すべき姿と基本方針④]

美しくすみやすい、持続可能なまち

環境と景観の保全

都市機能の活性化・魅力の向上

市全体の生活利便性の向上

関係人口の創出

第3次普通寺市環境基本計画（抜粋）

望ましい環境像：

みんなで守り未来へつなぐ
豊かな自然・歴史が息づく持続可能なまち
ゼロカーボンシティぜんつうじ

基本目標 2：【資源循環分野】

資源を大切にする循環型社会の実現に向けて取り組むまち

基本施策： ・ 3R（減量・再使用・再生利用）の推進

■ 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R1 年度	R7 年度	R12 年度
市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	510	505	500
家庭系ごみの資源化率	%	20.1	20	20
生ごみ処理機等購入補助件数（累計）	件	5,520	5,640	5,740

基本施策： ・ 廃棄物の適正処理の推進

■ 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R1 年度	R7 年度	R12 年度
不法投棄に関する苦情・通報件数	件	11	0	0

基本施策： ・ 水環境の確保

■ 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R1 年度	R7 年度	R12 年度
雨水貯留施設設置補助件数（年間）	件	4	10	10

3. 計画の範囲

一般廃棄物処理計画は、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という）」と、基本計画実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

基本計画はごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなり、本計画は両方を含む計画とします。

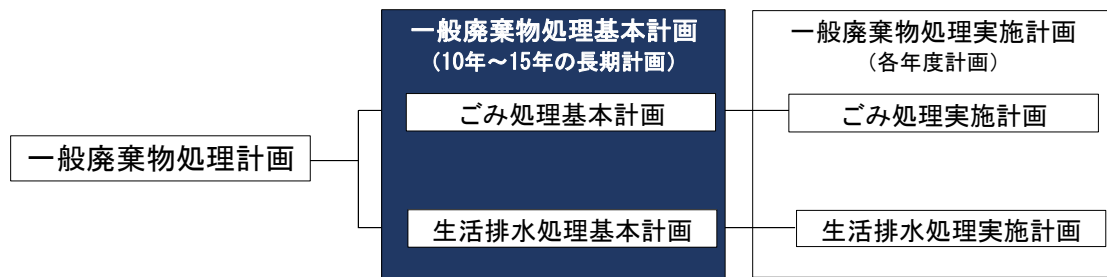


図 1-2 一般廃棄物処理計画の構成

また、本計画で対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物のうち、ごみ及びし尿とします。

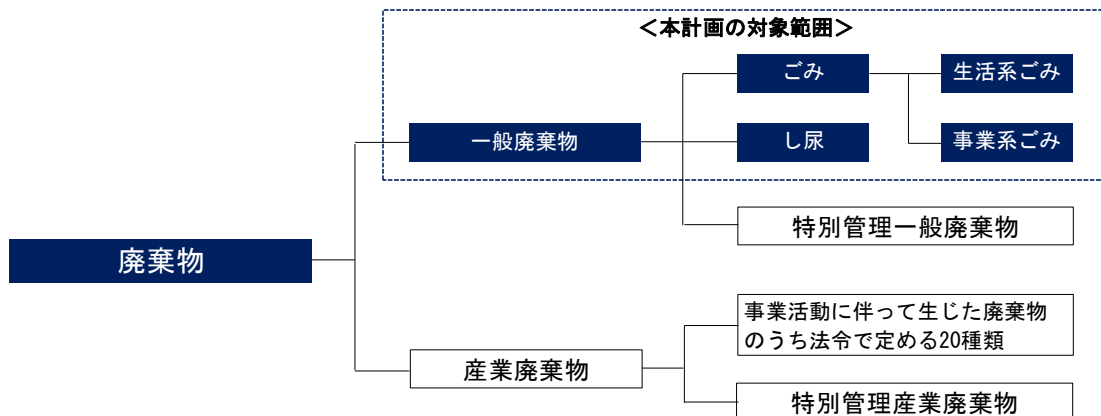


図 1-3 一般廃棄物処理計画で扱う廃棄物

4. 計画の期間

本計画の計画期間は令和 6 年度を初年度、目標年度を令和 15 年度とする 10 年間とします。

また概ね中間年度（令和 10 年度）を中間目標年度として、計画の進行管理を行うために評価・改善を行うこととしますが、計画期間中に計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合など、必要に応じて見直します。

計画	年度													
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
第3次 普通寺市 一般廃棄物処理基本計画		基準 年度	計画 策定 年度	計画 初 年度	→				中間 目標 年度	→				計画 目標 年度
第2次 普通寺市 一般廃棄物処理基本計画	←													
第6次普通寺市総合計画	← 計画期間（10年） →													
第3次 普通寺市環境基本計画	← 計画期間（10年） →													

図 1-4 計画期間と目標年度

5. 広域化計画

香川県ではごみ処理を取り巻く環境は大きく変化しており、今後は、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、ごみ排出量の減少が見込まれる一方で、老朽化した廃棄物処理施設の維持管理・更新コストの増大や地域における廃棄物処理の非効率化などが懸念されるほか、毎年のように発生している大規模災害への対策の強化が課題となっています。これらの課題への対応を図り、将来にわたって持続可能な適正処理を確保するためには、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討する必要があるとされ、香川県は市町と連携して広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づいて廃棄物処理体制の構築を推進することが求められています。これらの背景を踏まえ、香川県において将来にわたって安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保することを目的として、令和4年3月に「香川県ごみ処理広域化・集約化計画（以下「県ごみ処理広域化計画」という）」を策定しています。

県ごみ処理広域化計画において複数のブロック割りのパターンをダイオキシン類発生量、エネルギー回収量、経済性、リサイクル率について効果の比較を行った結果、広域化・集約化による効果は、いずれの項目においても図 1-5 に示すブロック割が最も有利となっています。

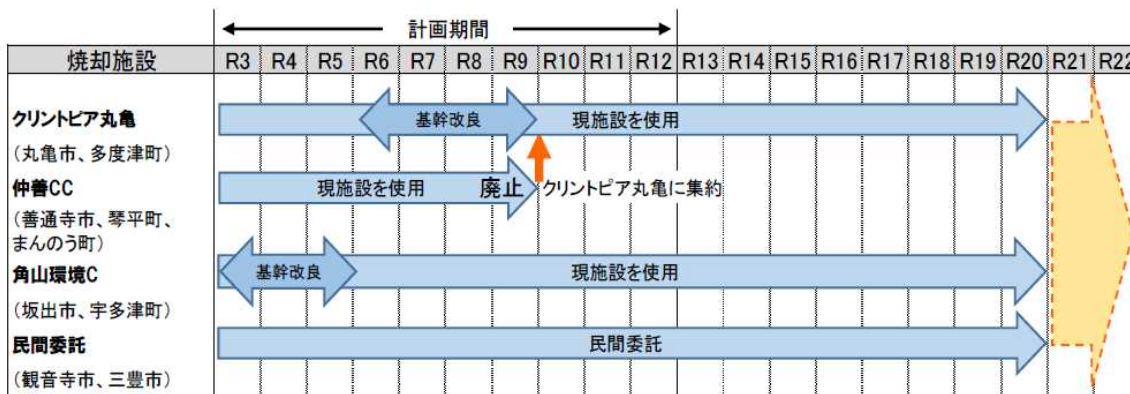
この結果を踏まえ県ごみ処理広域化計画では、広域化・集約化のブロック割として最適であると判断できる図 1-5 のブロック割に沿って、各ブロックを構成する市町による広域化・集約化について協議を進めていくこととしています。



ブロック名	構成市町
第1ブロック	高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町
第2ブロック	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町
第3ブロック	土庄町、小豆島町
第4ブロック	直島町

図 1-5 香川県広域化・集約化のブロック割（パターン2）

第2ブロック



計画期間（R3～R12 年度）中の体制	中長期的に検討を要する事項
<ul style="list-style-type: none"> 仲善クリーンセンターは、令和9年度に廃止し、基幹改良工事を実施したクリントピア丸亀に集約する。 角山環境センターは、基幹改良工事を実施して、令和20年度ごろまで延命化させる。 観音寺市と三豊市は、当面の間、民間委託による処理を継続する。 最終処分場は、エコランド林ヶ谷の延命化により、計画期間中の容量は確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設が更新時期を迎える令和20年度ごろを目途に、ブロック内の広域化・集約化を検討のうえ、必要な施設を整備する必要がある。 再資源化施設については、焼却施設と併せて、効率的に整備する必要がある。 最終処分場については、エコランド林ヶ谷の状況を注視し、適切な時期に必要な措置を検討する必要がある。

図 1-6 県ごみ処理広域化計画による施設整備の方向性

6. SDGsの取組み

世界では平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、略称:SDGs (エスディーゼーズ))が令和12年までの具体的な指針として掲げられました。我が国では、平成28年12月に「SDGs実施指針」を策定し、令和元年に同方針が改定され、「SDGsアクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進しています。

ごみに関係するSDGsの取組みを推進していくために、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けて取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 善通寺市の概況

1. 自然環境

(1) 位置・地勢

本市は香川県の西北部に位置し、南を琴平町、まんのう町、北を丸亀市、多度津町、西を三豊市に隣接する中讃地域の中核都市です。

地形は平坦ですが、南に大麻山、西に五岳の山々を控え、東と北には平地が開けて讃岐平野に続いており、平地部を金倉川、弘田川が南北に貫流しています。

市の面積は 39.93km² で、香川県の総面積の 2.1% を占め、東西 8.9km、南北 7.96km の行政区域を有しています。

市内には、国道 11 号が東西に、国道 319 号が南北に走って、市の北部で交差しており、国道 319 号と平行して J R 土讃線が走っています。また、市の北部には、四国横断自動車道が国道 11 号と平行するように東西に走っており、同自動車道の善通寺インターチェンジは、本市はもとより中讃エリアの陸上交通の拠点機能の一翼を担っています。

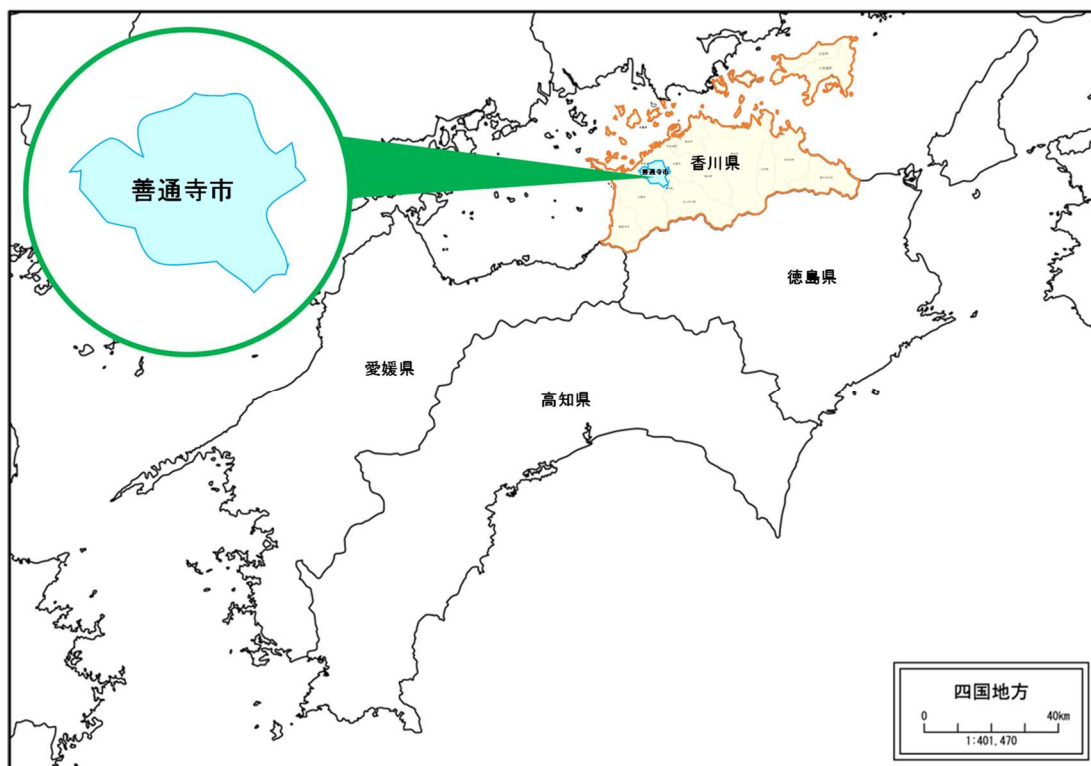


図 1-7 善通寺市の位置

(2) 気候

本市は瀬戸内海気候に属しており、温暖寡雨で冬期は比較的暖かく、平地での積雪はめったに見られません。

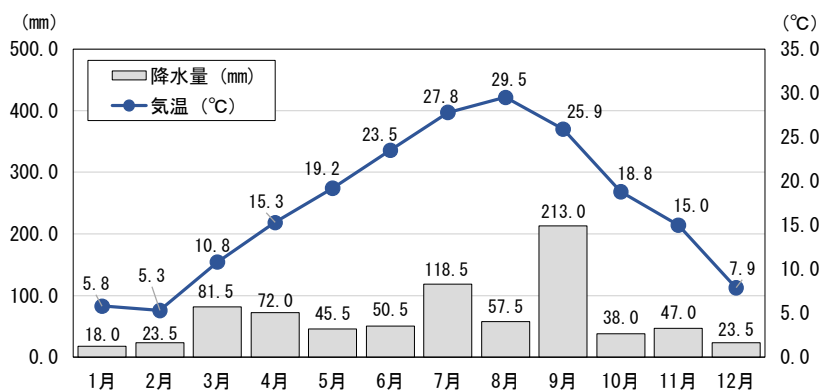
過去 10 年間で平均気温は 16.2℃から 17.2℃で推移していますが、ここ直近 4 年間は 17℃以上となっております。

表 1-1 降水量及び気温の推移

項目 年	観測地点：多度津			
	年降水量(mm)		平均気温 (°C)	平均風速 (m/s)
	合計	日最大		
H25	1,563.0	135.5	16.6	2.4
H26	1,066.0	75.5	16.2	2.4
H27	1,273.0	105.5	16.6	2.3
H28	1,388.5	79.5	17.2	2.3
H29	1,272.5	119.5	16.5	2.4
H30	1,635.5	131.5	16.8	2.4
R1	856.0	58.0	17.2	2.3
R2	1,194.0	80.5	17.2	2.4
R3	1,274.0	140.0	17.0	2.4
R4	788.5	107.5	17.1	2.4



資料：国土交通省 気象庁 過去の気象データ



資料：国土交通省 気象庁 過去の気象データ

図 1-8 令和4年の降水量及び気温

2. 社会的環境

(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数を表 1-2、図 1-9 に示します。

令和4年度10月1日の常住人口は30,780人で平成25年度の人口と比較すると2,500人程度減少しています。一方、世帯数は横ばいで推移していることから、世帯あたりの人数は減少しています。

表 1-2 本市の人口及び世帯数

年度	総数 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたりの人数 (人/世帯)
H25	33,235	13,129	2.53
H26	32,946	13,095	2.52
H27	32,927	12,977	2.54
H28	32,682	13,036	2.51
H29	32,451	13,055	2.49
H30	32,493	13,115	2.48
R1	32,073	13,141	2.44
R2	31,600	13,074	2.42
R3	31,186	13,092	2.38
R4	30,780	13,096	2.35

資料：善通寺市 Web サイト統計情報 各年 10 月 1 日常住人口

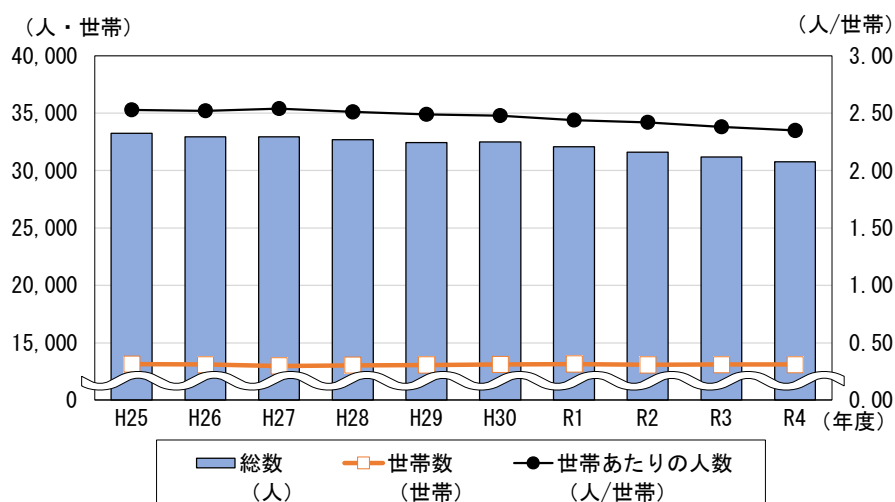


図 1-9 本市の人口及び世帯数の推移

(2) 年齢階層別人口

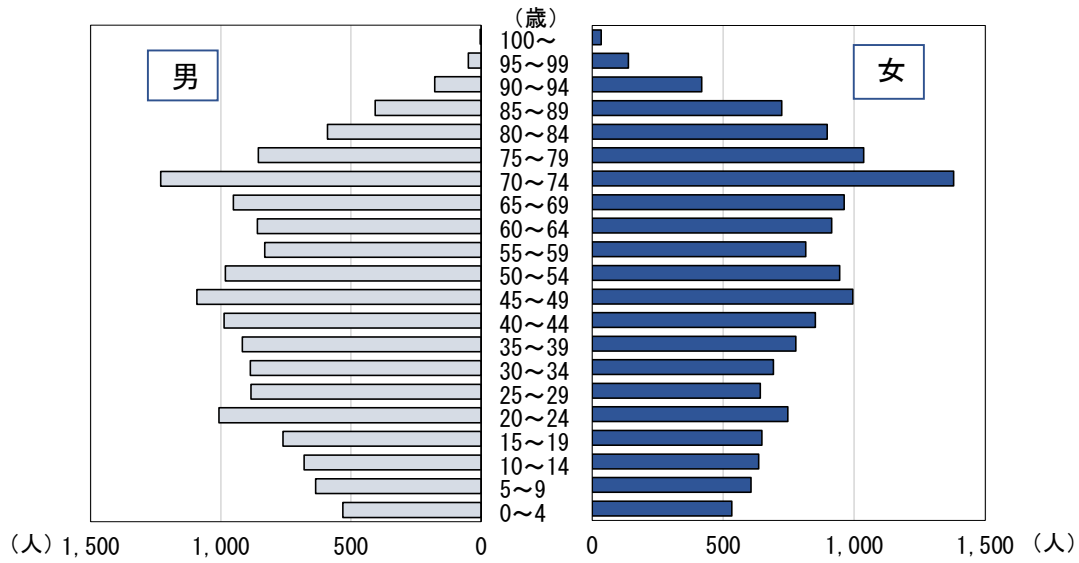
年齢別人口をみると 2 回のベビーブーム（第 1 次：昭和 22 年～昭和 24 年、第 2 次：昭和 46 年～49 年）による、70～74 歳と 45～49 歳の 2 つのピークがあります。

本市の高齢化率（65 歳以上が人口に占める割合）は図 1-11 に示すとおりです。本市の令和 4 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 32.1%であり、超高齢社会*となっています。

※超高齢社会

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合を高齢化率といい、高齢化率が 21%を超えた社会を「超高齢社会」といいます。

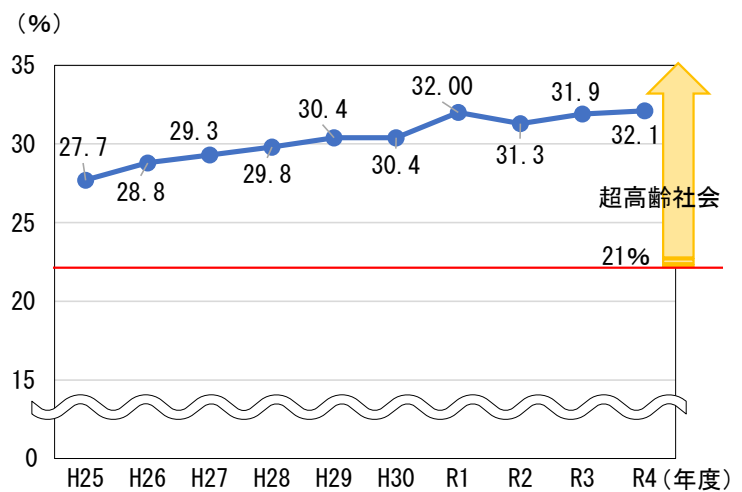
我が国では令和 4 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 29.0%となっています。（資料：令和 5 年版 高齢社会白書 内閣府）



資料：善通寺市統計書 令和4年版

図 1-10 年齢階層別人口（令和4年10月1日住民基本台帳人口）

年度	総数 (人)	高齢人口 (人)	高齢化率 (%)
H25	33,279	9,204	27.7%
H26	32,990	9,488	28.8%
H27	32,884	9,633	29.3%
H28	32,639	9,734	29.8%
H29	32,408	9,849	30.4%
H30	32,450	9,872	30.4%
R1	31,030	9,920	32.0%
R2	31,557	9,867	31.3%
R3	31,094	9,906	31.9%
R4	30,706	9,858	32.1%



資料：善通寺市 Web サイト統計情報 各年10月1日住民基本台帳人口

図 1-11 高齢化率の推移

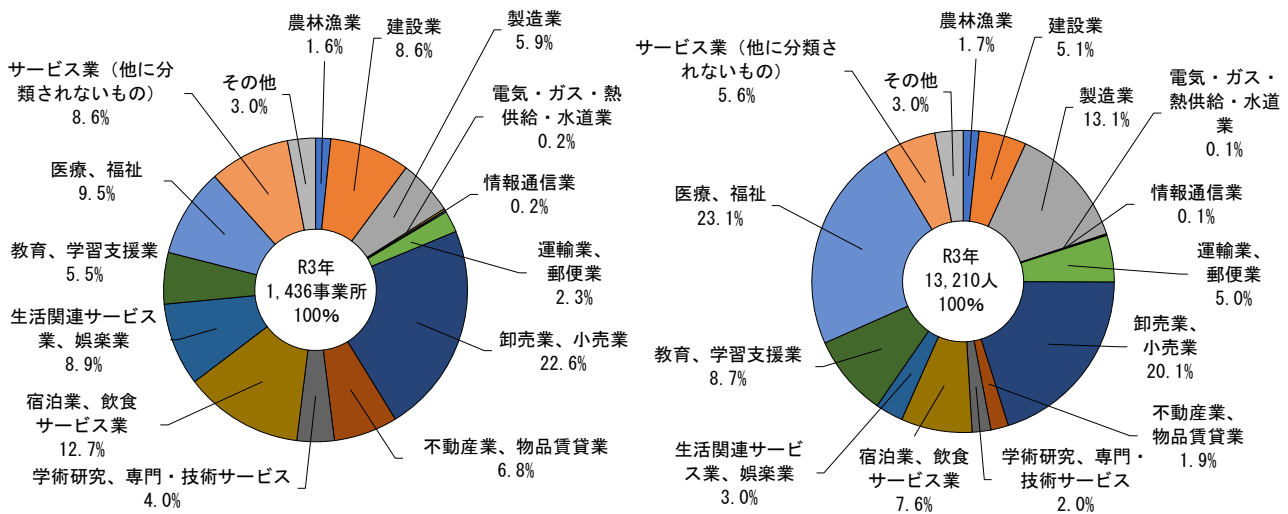
(3) 産業構造

本市の産業構造は、産業分類別に事業所数を比較すると、第1次産業である農林漁業が1.6%を、鉱業や建設業などの第2次産業が約14.5%を、その他の産業である第3次産業が約83.9%を占めています。また、業種別に従業者数を比較すると、医療・福祉が約23.1%と最も多くを占めており、続いて卸売業、小売業が約20.1%、製造業が約13.1%を占めています。

表 1-3 産業別事業所数と従業者数

産業分類	R3年 活動調査					
	事業所数 (事業所)	(割合)	従業者数 (人)	(割合)	(人/事業所)	
第1次産業	農林漁業	23	1.6%	219	1.7%	9.5
第2次産業	鉱業	-	-	-	-	-
	建設業	123	8.6%	673	5.1%	5.5
	製造業	85	5.9%	1,734	13.1%	20.4
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.2%	17	0.1%	5.7
	情報通信業	3	0.2%	19	0.1%	6.3
	運輸業、郵便業	33	2.3%	665	5.0%	20.2
	卸売業、小売業	325	22.6%	2,656	20.1%	8.2
	金融業、保険業	21	1.5%	209	1.6%	10.0
	不動産業、物品賃貸業	97	6.8%	246	1.9%	2.5
	学術研究、専門・技術サービス	57	4.0%	266	2.0%	4.7
	宿泊業、飲食サービス業	183	12.7%	1,000	7.6%	5.5
	生活関連サービス業、娯楽業	128	8.9%	392	3.0%	3.1
	教育、学習支援業	79	5.5%	1,153	8.7%	14.6
	医療、福祉	136	9.5%	3,054	23.1%	22.5
	複合サービス業	16	1.1%	162	1.2%	10.1
	サービス業（他に分類されないもの）	124	8.6%	745	5.6%	6.0
	公務	-	-	-	-	-
総数		1,436	100.0%	13,210	100.0%	9.2

資料：政府統計ポータルサイト e-Stat



出典：政府統計ポータルサイト e-Stat

図 1-12 産業別事業所及び従業者割合

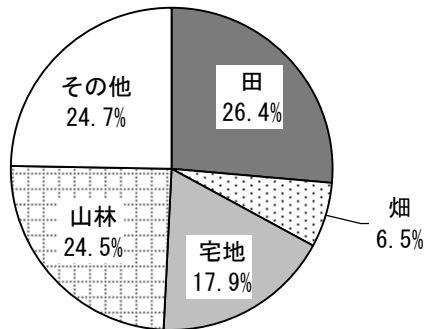
(4) 土地利用状況

本市の土地利用状況を図 1-13 に示します。

本市では田が約 26%、山林が約 25%、宅地が約 18%です。

(単位：ha)

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
3,992.9	1,052.3	260.6	715.7	8.1	977.7	4.4	75.6	898.5
100.0%	26.4%	6.5%	17.9%	0.2%	24.5%	0.1%	1.9%	22.5%



令和 4 年 1 月 1 日

資料：令和 4 年度 善通寺市統計書（第 36 号）

図 1-13 本市の土地の利用状況

第2部 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

本市では、家庭から排出されるごみについて、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみに分別し、ステーション方式により収集しています。

燃えるごみは中讃広域行政事務組合ごみ焼却処理施設「仲善クリーンセンター」に搬入され、焼却処理し、焼却残渣のうちリサイクルできない部分及び収集された燃えないごみは広域事務組合一般廃棄物最終処分場「エコランド林ケ谷」で埋立処分されています。

資源ごみ、粗大ごみは「未来クルパーク21」で中間処理され、再資源化されています。未来クルパーク21での中間処理の過程で出た可燃性残渣や不燃性残渣についても「仲善クリーンセンター」及び「エコランド林ケ谷」で適切に処分されています。

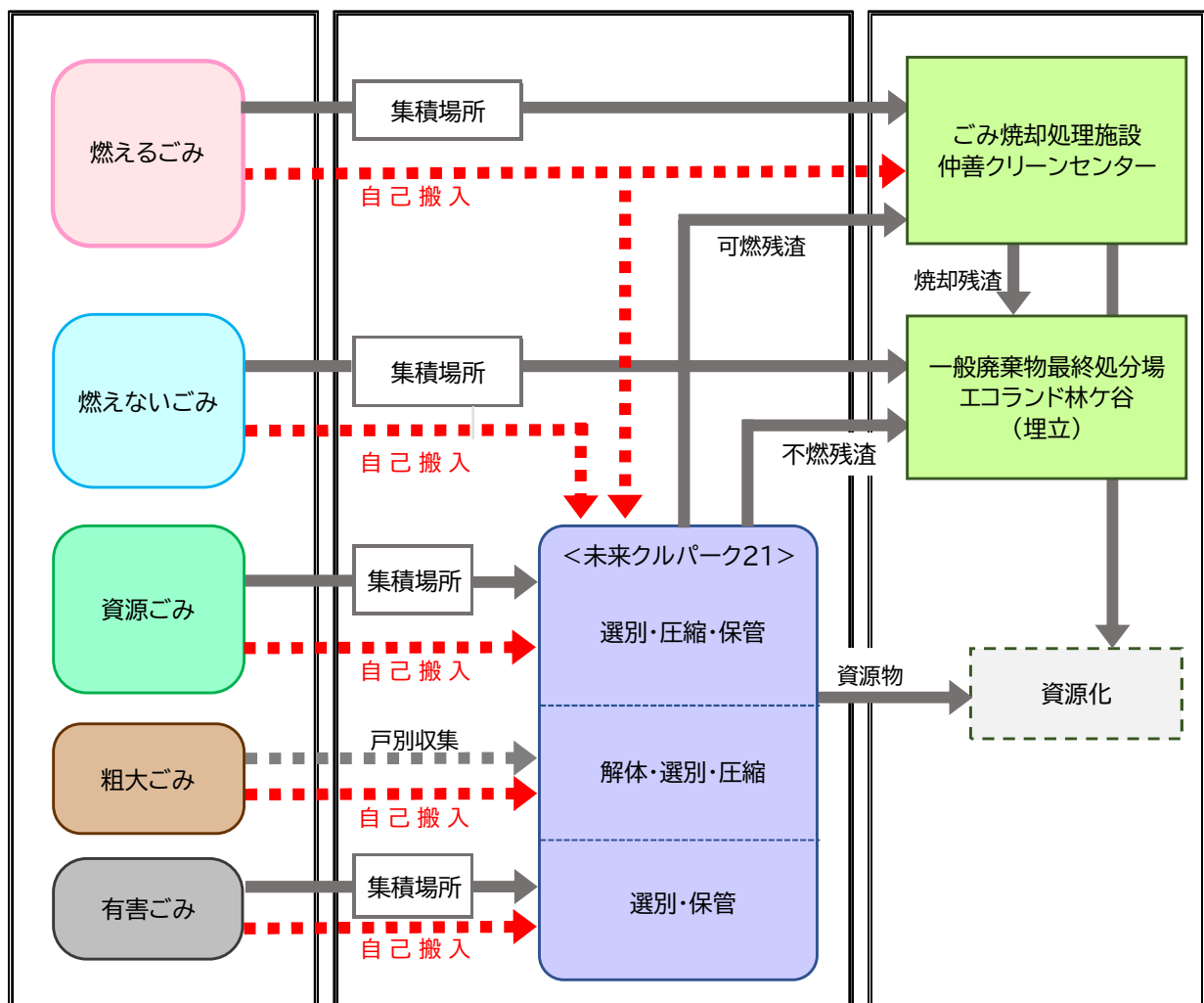


図 2-1 ごみ処理の流れ

2. ごみ種類別の排出量

本市のごみ種類別の排出量は表 2-1 に示すとおりです。

本市のごみ排出量は家庭系ごみ量、事業系ごみ量ともに、若干増減しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-1 ごみ種類別排出量の実績

			年度				
			2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4
人口		人	32,453	32,107	31,690	31,343	30,776
世帯数		世帯	13,097	13,108	13,071	13,135	13,059
家庭系	燃えるごみ	t/年	4,307	4,426	4,424	4,479	4,320
		g/人日	364	377	382	392	385
	燃えないごみ	t/年	377	350	375	335	295
		g/人日	32	30	32	29	26
	資源ごみ	t/年	1,378	1,334	1,288	1,303	1,150
計	t/年	6,062	6,110	6,087	6,117	5,765	
		g/人日	512	520	526	535	513
事業系	燃えるごみ	t/年	3,223	3,284	2,908	2,904	3,044
		g/人日	272	279	251	254	271
	小計	t/年	3,223	3,284	2,908	2,904	3,044
		g/人日	272	279	251	254	271
合計		t/年	9,285	9,394	8,995	9,021	8,809
		g/人日	784	799	778	789	784
	燃えるごみ	t/年	7,530	7,710	7,332	7,383	7,364
		g/人日	636	656	634	645	656
	燃えないごみ	t/年	377	350	375	335	295
		g/人日	32	30	32	29	26
	資源ごみ	t/年	1,378	1,334	1,288	1,303	1,150
	g/人日	116	114	111	114	102	

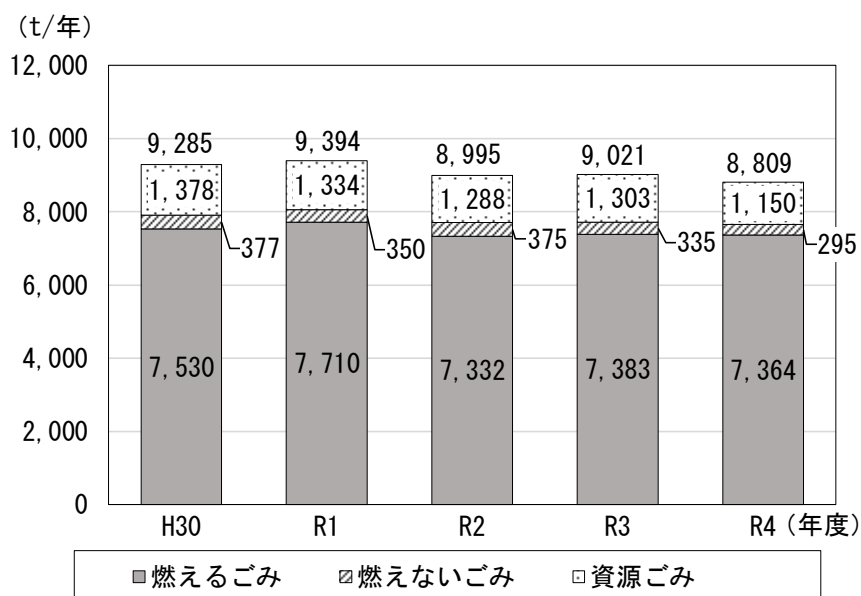


図 2-2 ごみの種類別排出量の推移

3. ごみの分別区分及び収集体制

本市の家庭系ごみの分別区分と収集体制は表 2-2 に示すとおりです。

家庭系ごみの分別区分は「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」となっており、資源ごみは紙類、空き缶、びん類、布類、ペットボトル、プラスチ

ック製容器包装に分別しています。

収集体制は表 2-2 のとおりですが、本市では、事業系ごみは、事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して行っています。また、中間処理施設へ直接、自己搬入されるものもあります。

表 2-2 分別区分と収集体制

ごみの種類		収集主体	収集回数	収集方法	排出容器等	
家庭系ごみ	燃えるごみ	直営	週2回	ステーション方式	市指定袋	
		自己搬入	月～金 午前7時～午後4時	未来クルパーク21への自己搬入		
	燃えないごみ	直営	月1回	ステーション方式	市指定袋	
		自己搬入	月～金 午後1時～午後4時	未来クルパーク21への自己搬入		
	資源ごみ	紙類（新聞、段ボール、雑誌（その他紙類）、牛乳パック類）	委託	月1回	ステーション方式	紙類（新聞、段ボール、雑誌（その他紙類）、牛乳パック類）は、ビニール紐で十文字に縛って出す。 空き缶は、機械処理に支障をきたすため潰さないで集積場所に出す。小型電子機器の内、特に小さい物については、市役所・地区公民館・未来クルパーク21に設置する小型家電回収ボックスに投入する。
		空き缶 生きびん、駄びん、布類 ペットボトル プラスチック製容器包装 金属類、廃食用油 使用済み小型電子機器	直営		ステーション方式とボックス回収方式の併用とする	
			自己搬入		月～金 午後1時～午後4時	
	臨時粗大ごみ	直営	月・木	電話申込みによる戸別収集方式（シール制）	収集車両の進入できるところまで持ち出す	
		自己搬入	月～金 午後1時～午後4時	未来クルパーク21への自己搬入	—	
	有害ごみ （筒型乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・ライター）	直営	月1回、燃えないごみの収集日	ステーション方式	筒型乾電池は集積場所の赤い専用袋に入れる。 蛍光灯管・電球体温計・温度計は白い専用袋へ入れる。	
自己搬入		月～金 午後1時～午後4時	未来クルパーク21への自己搬入			
犬、猫等小動物の死体	直営	随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入	—		
事業系ごみ	燃えるごみ	許可業者自己搬入	—	—	—	

資料：令和5年度 善通寺市一般廃棄物処理実施計画 令和5年4月

表 2-3 ふれあい戸別収集の概要

ふれあい戸別収集とは
家庭系ごみを、集積場所まで出すことが困難な高齢者等や障害者などに対し、安否確認をしながら戸別訪問をして、ごみを収集します。
ふれあい戸別収集の対象となる人は
<p>市内に居住し、自ら家庭系ごみを集積場所まで持ち出すことが困難で、身近な人などの協力が困難な者のうち、①から④に該当する者。</p> <p>①一人暮らしの高齢者（おおむね 65 歳以上）で、介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けている者</p> <p>②一人暮らしの身体障害者で、身体障害者手帳の交付を受け、1・2級の者や療育手帳の交付を受け、A又はBの者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1・2級の者</p> <p>③身体状況が①、②と同等であると市長が認めた者</p> <p>④上記にかかわらず、同居者が高齢者等、障害者、虚弱者又は年少者で、家庭系ごみを集積場所まで持ち出すことができないと市長が認める者</p>

4. 燃えるごみの組成割合

平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の焼却ごみの組成調査結果を図 2-3、表 2-4 に示します。

紙、セロファンの占める割合が 4 割程度と最も多く、また、増加傾向にあります。次いで、ビニール、プラスチック類の占める割合が大きく、3 割弱で推移しています。

食品ロス削減にも影響がある厨芥類（パン屑、残飯、植物性厨芥、動物性厨芥、卵殻、貝殻）は合計で 5.8% となっています。乾燥重量あたりの重量割合であるため、水分を含まない厨芥類の割合は大きくないようにみえます。

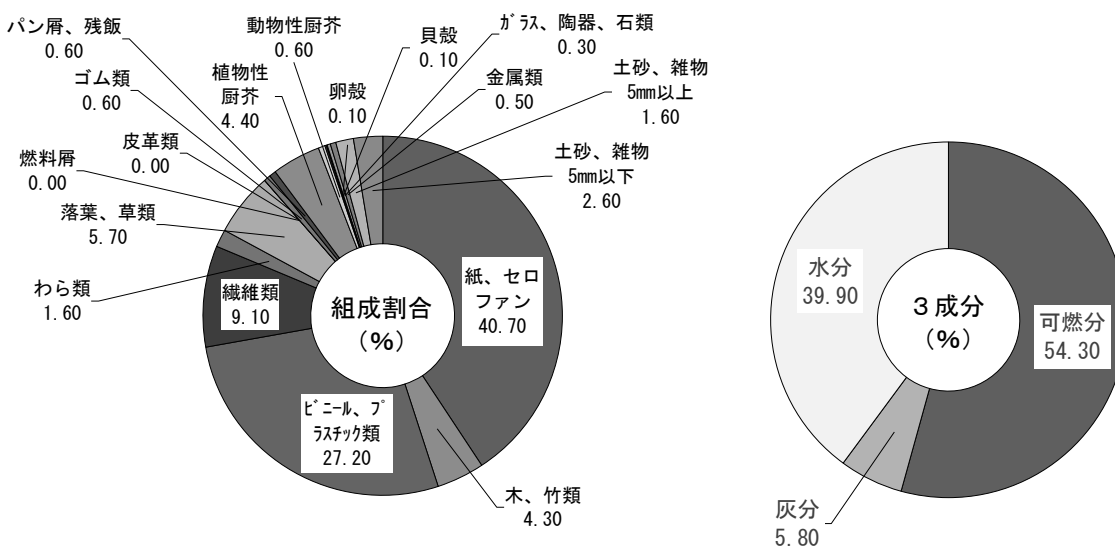


図 2-3 焼却ごみ組成調査結果 (5年平均)

表 2-4 焼却ごみ組成調査結果

項目		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	5年平均
種類組成 (%)	紙、セロファン	38.20	39.30	34.50	43.20	48.80	40.70
	木、竹類	4.30	3.20	4.70	4.10	5.00	4.30
	ビニル、プラスチック類	24.50	27.80	29.40	27.90	26.90	27.20
	繊維類	14.70	11.40	6.30	6.90	6.10	9.10
	わら類	3.30	1.90	0.30	0.90	1.60	1.60
	落葉、草類	5.90	8.30	7.50	4.60	2.10	5.70
	燃料屑	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	皮革類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	ゴム類	0.30	0.00	1.00	0.50	1.20	0.60
	パン屑、残飯	0.00	0.80	1.30	0.00	0.70	0.60
	植物性厨芥	2.80	3.90	7.00	4.10	4.20	4.40
	動物性厨芥	0.00	0.20	0.40	1.40	0.80	0.60
	卵殻	0.00	0.00	0.20	0.20	0.10	0.10
	貝殻	0.00	0.00	0.70	0.00	0.00	0.10
	ガラス、陶器、石類	0.50	0.50	0.10	0.40	0.20	0.30
	金属類	0.60	0.50	0.50	0.60	0.10	0.50
	土砂、雑物5mm以上	1.50	0.50	2.80	1.90	1.10	1.60
	土砂、雑物5mm以下	3.40	1.70	3.30	3.30	1.10	2.60
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
3成分 (%)	可燃分	53.6	54.6	49.5	55.0	58.5	54.3
	灰分	6.3	5.4	6.8	5.6	5.1	5.8
	水分	40.1	40.0	43.7	39.4	36.4	39.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		149.3	136.8	147.3	125.0	120.5	135.8
低位発熱量 (実測値) (kJ/kg)		10,130	10,488	10,823	12,023	12,705	11,234

低位発熱量：燃焼によりごみが放出する熱量のことで、ごみの燃料的価値を示す実用的な指標のひとつ。低位発熱量は水分が蒸気のまま（気体）でいる場合の発熱量で、実際に利用できる熱量にあたり、真発熱量ともいわれる。焼却炉でごみを燃焼させた時の熱量は低位発熱量になる。

5. 中間処理

(1) 焼却施設

本市の燃えるごみは中讃広域行政事務組合の仲善クリーンセンターで焼却処理しています。仲善クリーンセンターは中讃広域行政事務組合構成市町のうち、本市及び琴平町、まんのう町の可燃ごみを焼却処理しています。

仲善クリーンセンターの概要は表 2-5 に示すとおりです。また、仲善クリーンセンターへの搬入量を図 2-5 に示します。仲善クリーンセンターの焼却量は令和元年度までは増加傾向にありましたが、その後は13千トン台で推移しています。

本市の焼却量は全体の6割程度を占め7千トン台でほぼ横ばいで推移しています。

表 2-5 仲善クリーンセンターの概要

項目	概要
施設名称	仲善クリーンセンター
所在地	香川県仲多度郡琴平町五条1050番地
敷地面積	27,726m ²
竣工日	平成9年10月
焼却能力	90 t / 日 (45 t / 24 h × 2炉)
設備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼設備 ストーカ式焼却炉 自動燃焼制御方式 ・ 燃焼ガス冷却設備 冷却室水噴射方式 (完全蒸発型) ・ 排ガス処理設備 乾式有害ガス除去装置 + バグフィルタ式集塵装置 ・ 給排水設備 受水槽 + 加圧タンク式 プラント用水 (一部雨水利用) ・ 排水処理設備 [ピット汚水] 炉内噴射 (蒸発酸化処理) [プラント排水] 再循環無放流 [し尿・生活排水] 単独浄化槽処理無放流 ・ 灰出設備 灰バンカ方式 (灰安定化装置付) ・ 余熱利用設備 温水利用方式 ・ 通風設備 平衡通風方式 煙突 (外筒 : 鉄筋コンクリート造 (H=59m) 内筒 : 鋼板製 (2筒式))
建屋	鉄筋コンクリート一部鉄骨・ALC造

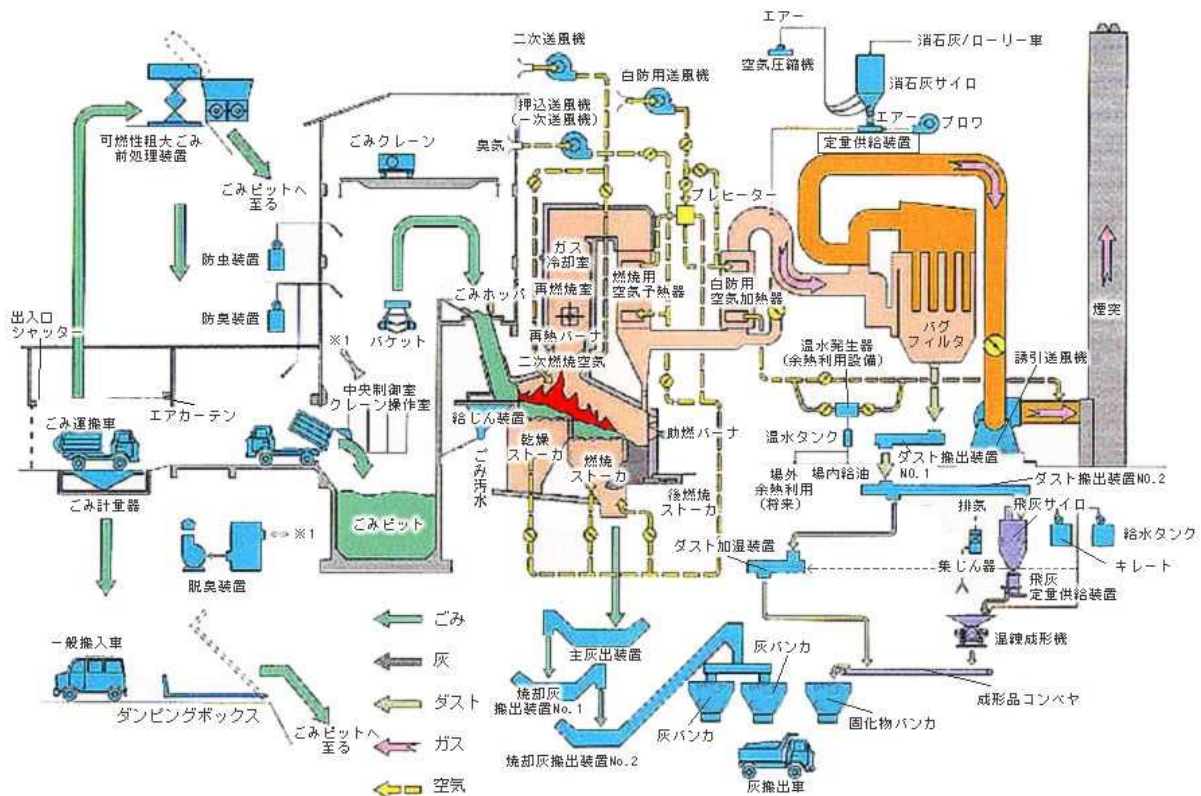
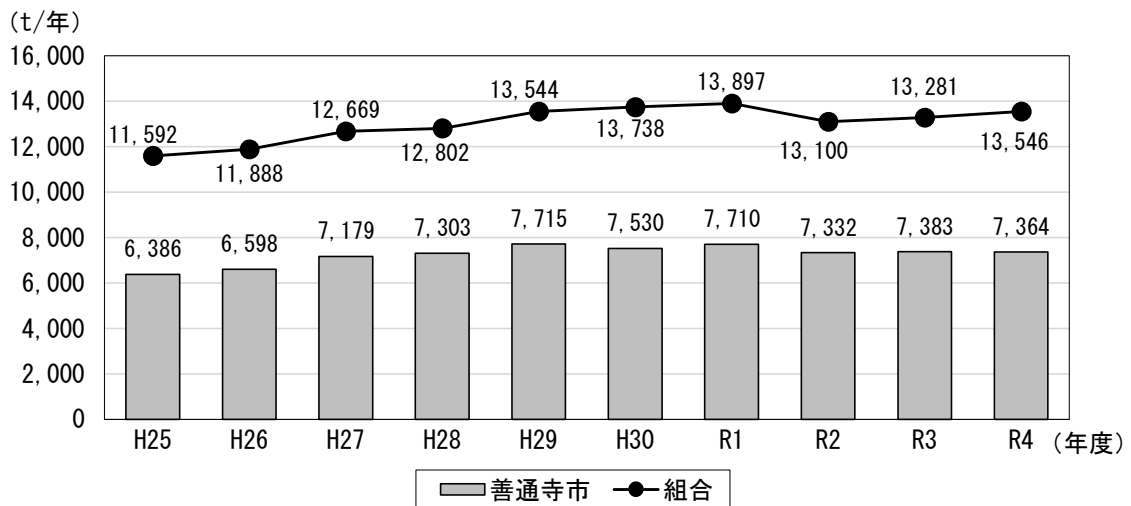


図 2-4 仲善クリーンセンターの廃棄物処理フロー



資料：組合：中讃広域行政事務組合ホームページ
善通寺市：善通寺市統計書 善通寺市

図 2-5 仲善クリーンセンター搬入量（焼却量）

なお、仲善クリーンセンターでは自然環境への影響をおさえるため、徹底的に燃焼ガスの無害化を実施しています。また、廃棄物処理法第8条の3第2項の規定に基づき、同法律施行規則第4条の5の2の事項について維持管理状況を毎月ホームページにて公表しています。

表 2-6 燃焼ガスの無害化装置

バグフィルタ	有害ガス除去装置
<p>排ガス中のダストを確実に捕集し、ばいじんを除去すると同時に消石灰を含んだろ過層で重金属類も捕集除去する。</p> 	<p>燃焼ガスに含まれる、塩化水素、硫黄酸化物等の有害物質を、消石灰のはたらきによって反応除去し、クリーンな排ガスにする。</p> 
公害監視装置	ダスト処理装置
<p>燃焼ガスに含まれる一酸化炭素(CO)、硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)、塩化水素(HCl)濃度を自動連続計測し、炉の運転状態を把握するとともに、有害ガスの発生防止につとめている。</p> 	<p>バグフィルタで排ガス中のダスト（飛灰）を捕集し、ダストサイロに貯留する。ダスト供給装置とキレート供給装置により混合した後、混練成形機で混練し、固化成形する。このように、ダストを固化することにより重金属類の溶出を防止する。</p> 

資料：中讃広域行政事務組合 ホームページ

(2) ごみ処理施設（未来クルパーク 21）

本市が収集した資源ごみは、直接、専門処理業者へ持ち込むものと選別・圧縮・梱包を行い専門処理業者へ搬出するものに分かれます。粗大ごみは、解体・選別するなどして資源化する部分と残渣として処分する部分に分かれます。

有害ごみについては、未来クルパーク 21 で再度分別・選別した後保管し、専門処理業者へ処理を委託します。

表 2-7 未来クルパーク 21 の概要

項目	概要	
施設名称	未来クルパーク 21	
所在地	香川県善通寺市原田町43	
敷地面積	7,030.14㎡	
建築面積	工場棟	: 2,477.87㎡
	プラザ棟	: 732.27㎡
	ストックヤード棟	: 244.26㎡
延床面積	工場棟	: 4,853.41㎡
	プラザ棟	: 1,657.76㎡
	ストックヤード棟	: 244.26㎡
竣工日	平成12年3月	
処理能力	21 t /日 (5 h)	
	粗大ごみ・金属類系統	低速二軸回転式の粗破砕機によって粗破砕 →高速回転式の破砕機で細破砕
	紙類・布類型系	圧縮梱包機による圧縮梱包
	プラスチック類系統	
	空き缶系統	金属圧縮機による圧縮成形
駄びん系統	手選別による不純物の除去	
処理対象物	粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ	
選別回収対象物	鉄類、アルミ類、生きびん、駄びん（無色透明・茶・その他）、空き缶（スチール缶・アルミ缶）、紙類（新聞・ダンボール・雑誌（その他紙類））、牛乳パック類、布類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、可燃物、不燃物	

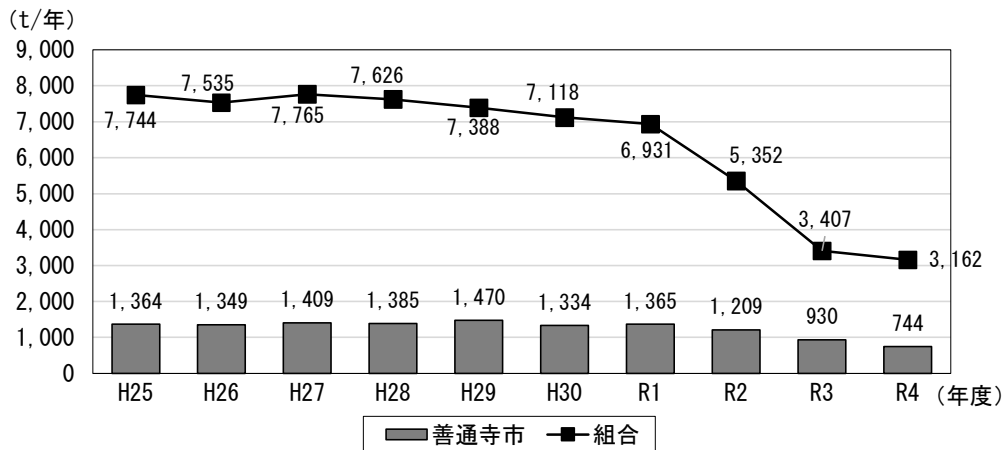
6. 最終処分

本市の燃えないごみと焼却残渣及び未来クルパーク 21 で処理した後の不燃性の処理残渣を中讃広域行政事務組合のエコランド林ヶ谷で最終処分しています。

最終処分量は減少傾向にあり、令和 2 年度から焼却灰をセメント原料として資源化していることから、大幅に減少しています。

表 2-8 エコランド林ケ谷の概要

項目	概要	
施設名称	エコランド林ケ谷	
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上325番27	
事業地面積	141,740㎡	
埋立容量	365,000㎡	
残余容量	69,254㎡ (令和4年度末時点)	
埋立方式	セル・サンドイッチ方式	
埋立期間	平成11年度～令和9年度	
竣工日	平成11年1月	
その他の施設	浸出水処理施設	処理水量：70㎡
	防災調整池	
	第2 防災調整池	
	雨水等集排水 (U型水路等延長3,000m)	
	飛散防止柵	
	トラックスケール	
	洗車プール	
	モニタリング井戸	
	ガス抜き及び集排水用配管	
	管理棟	





資料：組合：中讃広域行政事務組合ホームページ
 普通寺市：普通寺市統計書 普通寺市

図 2-6 エコランド林ケ谷の最終処分量

エコランド林ケ谷の環境保全等の対策は表 2-9 に示すとおりです。また、廃棄物処理法第8条の3第2項に基づき、同法律施行規則第4条の5の2の事項について維持管理状況を毎月ホームページにて公表しています。

表 2-9 エコランド林ケ谷の環境保全等対策

埋立処分地施設	
<p>－浸出水が水を汚染しない安全対策－ 最終処分場からの浸出水が公共水域や地下水を汚染し、周辺環境に悪影響を及ぼさないように遮水シートを埋立地全面に敷設している。 特に底版部は2重に敷設し、なおかつ漏水探知システムを採用することにより万全を期している。</p>	
浸出水処理施設	
<p>－環境保全と公害防止対策に留意した施設－ 最終処分場における浸出水を一連処理システムにより、適正な処理をし、環境の保全と公害防止対策を期している。</p>	

浸出水処理施設全景

資料：中讃広域行政事務組合 ホームページ

7. ごみ減量・再利用の状況

(1) 家庭系ごみの減量化の取組み

① 排出抑制の施策

本市では以下に示す施策を実施しています。

ア. 家庭ごみの正しい出し方・収集計画表の発行や家庭ごみの分別ガイドブックの改訂を通じてごみの分別方法について周知

ごみの分別や収集日程を掲載した収集計画表を作成し、環境推進連合会を通じて配付するとともに、家庭ごみの分別ガイドブックの改訂やホームページへの掲載により、ごみの分別方法について周知しています。

また、集積場所に正しく出されていないごみについては、違反ごみシール等で正しい出し方を啓発しています。

イ. 各地区周知会で分別方法等を周知

市内8地区で家庭ごみの正しい出し方、ごみの減量化等についての周知会で分別方法等を説明しています。

ウ. 廃食用油のリサイクル

未来クルパーク21や各地区公民館へ廃食用油を回収する専用コンテナを設置して、リサイクルを推進しています。

エ. 使用済小型電子機器等（小型家電）のリサイクル

各地区公民館や未来クルパーク21等でのボックス回収やステーション回収及び未来クルパーク21への持ち込みを実施し、廃棄物の減量化による最終処分場の延命や希少

金属の再生利用及び貴重な資源の保全を図っています。

オ. プラスチックごみのリサイクル

プラスチック製容器包装について、廃棄物の減量及び資源の循環的な活用のため、適正な処理を行い再資源化しています。

カ. 生ごみのリサイクル

生ごみの自家処理による燃えるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機等を購入した世帯に対して、購入した生ごみ処理機に応じて申請により補助金を交付する生ごみリサイクル事業を実施しています。

表 2-10 生ごみ処理機別の購入補助金

対象処理機等	交付額	対象数	備考
コンポスト容器	購入費の2分の1以内 限度額 8,000 円/基	1 世帯につき 2 基まで	購入費等は、消費税等を含む。補助金の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額を切り捨てるものとする。(ただし、長期保証料、送料、ポイントでの支払い分等は補助金の対象となりません。)
有用微生物群使用容器	購入費の2分の1以内 限度額 1,500 円/基	1 世帯につき 2 基まで	
手動式生ごみ処理機	購入費の2分の1以内 限度額 5,000 円/基	1 世帯につき 2 基まで	
電気式生ごみ処理機	購入費の2分の1以内 限度額 30,000 円/基	1 世帯につき 1 基まで	
その他の処理方式によるもの	購入費の2分の1以内 限度額 1,500 円/1 処理方式	1 世帯につき 1 の処理方法まで※ただし、短期間において消耗しその使用に耐えられないものにあつては、年度ごとに 4 基まで	

キ. 広報紙への掲載

随時、「広報ぜんつうじ」にごみの正しい出し方、ごみの減量化・資源化に関する記事を掲載し周知しています。

ク. 施設見学などの受入れ

小学生等の施設見学や中学生の職場体験を積極的に受け入れ、リサイクルの仕組みや重要性が理解されるように努めています。

② エコライフ講座

参加者を広報紙で募集し、古布などの再利用した小物の制作を通じてリサイクルについて啓発するエコライフ講座を継続して開催しています。

8. 一般廃棄物処理事業経費

本市の1年間にかかるごみ処理事業経費の実績を表 2-11 と図 2-7 に示します。

令和4年度は約3億4千万円となっています。市民一人あたりのごみ処理事業経費は1万円程度で推移していますが、令和元年度以降増加傾向にあります。全国平均(図 2-8)の市民一人あたりのごみ処理事業経費は16,000円～17,000円程度で推移しており、本市のごみ処理事業経費が下回っています。

表 2-11 ごみ処理事業経費

(単位：千円)

年度		H30	R1	R2	R3	R4		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	25,194	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
	(組合分担金)	0	1,674	3,902	0	0		
	小計 分担金除く	25,194 25,194	1,674 0	3,902 0	0 0	0 0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	20,281	16,966	15,623	18,819	24,311	
		技能職	収集運搬	58,563	0	0	0	0
			中間処理	27,029	45,238	40,808	41,474	39,465
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	24,115	19,125	26,069	28,703	39,034	
		中間処理費	12,886	11,449	15,173	17,876	14,616	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費	13,241	8,844	8,976	9,371	1,521		
	委託費	収集運搬費	32,853	70,813	74,657	76,540	73,203	
		中間処理費	8,531	7,934	7,479	10,736	11,365	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	(組合分担金)	108,790	93,242	112,329	131,566	137,425		
	調査研究費	0	0	0	0	0		
	小計 分担金除く	306,289 197,499	273,611 180,369	301,114 188,785	335,085 203,519	340,940 203,515		
その他	1,962	32	731	1,935	1,846			
合計 分担金除く	333,445 224,655	275,317 180,401	305,747 189,516	337,020 205,454	342,786 205,361			
人口(人)	32,493	32,073	31,631	31,180	30,780			
一人あたりの処理事業費(円/人)	10,262	8,584	9,666	10,809	11,137			

資料：各年度実績一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

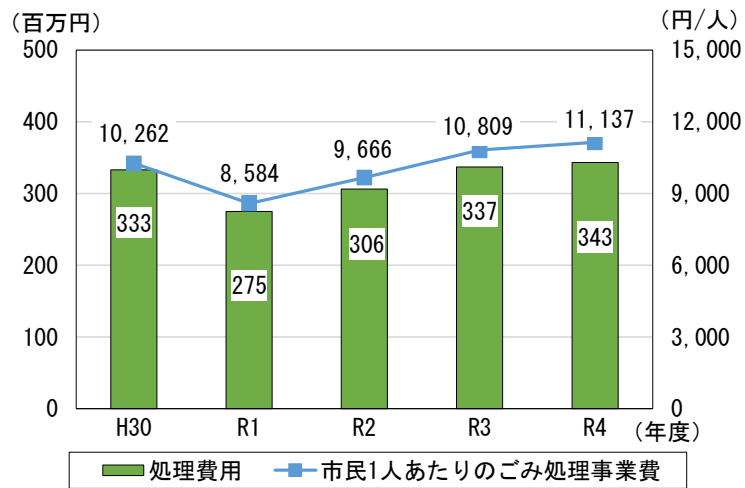
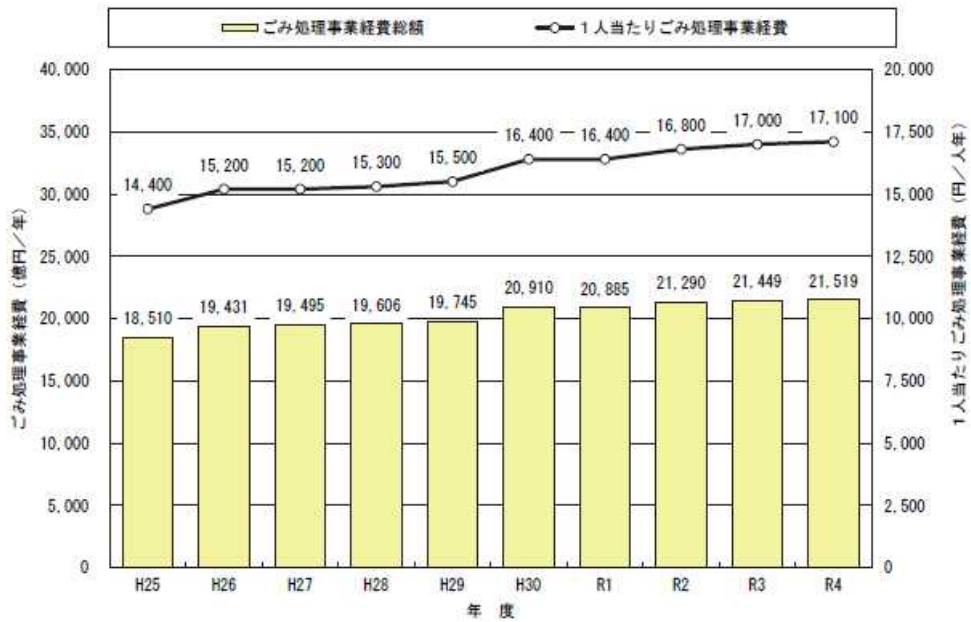


図 2-7 ごみ処理事業経費



資料：日本の廃棄物処理 令和4年度版 令和6年3月 環境省

図 2-8 ごみ処理事業経費の推移（全国）

第2章 ごみ処理の評価

1. 現行計画の数値目標

現行計画の目標は下記のとおりです。

- 市民一人あたりのごみの排出量（残渣除く）の削減
- 資源化率の向上

現行計画の目標値の達成状況を表 2-12 に示します。令和4年度には、市民一人あたりのごみ排出量、資源化率ともに目標値を達成していません。

表 2-12 現行計画目標値の達成状況

目標	目標値		実績		評価
	R3 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度	
市民一人あたりのごみの排出量 (家庭系ごみ)	479.7(g/人日)	535 (g/人日)	513 (g/人日)		未達成 目標値まで 33.3 g の削減
資源化率 (家庭系ごみ)	30%	21.3%	19.9%		未達成 目標値まで 17.7 ポイントの増加

2. 第3次善通寺市環境基本計画の数値目標

第3次善通寺市環境基本計画（令和3年3月）の目標は下記のとおりです。

- 市民一人1日あたりの家庭系ごみ排出量
- 家庭系ごみの資源化率

第3次善通寺市環境基本計画の目標値の達成状況を表 2-13 に示します。令和12年度の目標値に対し、令和4年度の実績から市民一人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、あと13gの削減が必要です。資源化率は令和4年度にほぼ目標値を達成しています。

表 2-13 第3次善通寺市環境基本計画目標値の達成状況

目標	目標値		実績	評価
	R7 年度	R12 年度	R4 年度	
市民一人1日あたりの家庭系ごみの排出量 (家庭系ごみ)	505(g/人日)	500 (g/人日)	513 (g/人日)	未達成 目標値まで 13 g の削減
家庭系ごみの資源化率	20%	20%	19.9%	ほぼ達成

3. 国の数値目標

国の掲げる第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標と指標の実績を表 2-14 に示します。令和7年度の目標値と比較すると一人1日あたりのごみ総排出量、一人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）ともに令和4年度時点ですでに目標値を達成しています。

表 2-14 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標及び本市の実績
と目標値の達成状況

指標	目標値 (R7 年度)	実績 (R4 年度)	目標値の達成状況
一人 1 日あたりのごみ総排出量 (家庭系、事業系)	850 g/人日	784 g/人日	目標値達成
一人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	440 g/人日	411 g/人日	目標値達成

4. 県の数値目標

「香川県廃棄物処理計画 令和 3 年 10 月（以下「県計画」という）」における本計画
に関連する減量目標の指標と本市の実績を表 2-15 に示します。

一般廃棄物の一人 1 日あたりのごみ総排出量は令和 4 年度時点で目標値を達成してい
ます。一方、リサイクル率は令和 7 年度までのあと 3 年間で 10.9 ポイントの増加が必要
です。

表 2-15 香川県廃棄物処理計画の数値目標及び本市の実績と目標値の達成状況

指標	県計画		本市 実績	目標値の 達成状況
	現況 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	(R4 年度)	
一般廃棄物の一人 1 日あたり のごみ総排出量 (家庭系、事業系)	868 g/人日	810 g/人日 (6.7%減)	784 g/人日	目標値達成
一般廃棄物のリサイクル率	18.2% (R 元)	24.0%	13.1%	未達成 目標値まで 10.9 ポイントの増加

第3章 ごみ処理の課題

1. ごみの排出抑制

- ・ ごみの減量やリサイクルに関する市民全体の意識は高く、令和元年度の意識調査よりさらに高くなっていますが、若年層などは理解が十分とは言えない場合もあり、30歳代以下の理解を深める仕組みづくりが必要です。
- ・ 環境推進連合会等の協力により、ごみを分別して排出することへの意識は高く維持されていますが、指定された時間以外でのごみ出しや住民の高齢化のためにごみ当番ができない人が増加しているなどの問題があげられます。
- ・ 業者が回収する集合住宅等ではごみの分別区分が異なるなど、居住形態によって状況に違いが見られ、意識にも差が生じてきています。
- ・ リサイクルショップやEMぼかしづくりなど、ごみの減量化に関する取組みを継続している団体・個人は存在していますが、活動場所や内容についての周知が不十分な状況です。

2. 収集運搬

- ・ 一般廃棄物は日常生活を行う中で必ず排出され、生活環境を保全するうえで欠くことのできない重要な業務であり、今後も継続して実施するための収集運搬体制の見直しが課題となっています。

3. 中間処理

- ・ 持続可能な廃棄物処理のあり方を検討する必要があります。
- ・ 未来クルパーク21は建設後20年以上が経っており、処理施設や設備の修繕等の必要性があり、今後どのように活用するのか検討する必要があります。

4. 最終処分

- ・ 最終処分場の残余容量は、約26%（令和5年3月31日時点）です。令和2年度から焼却灰をセメント原料として資源化していることから最終処分量の削減を図っていますが、今後も引き続いて市内から排出される埋立ごみを減少させ延命化を図る必要があります。

5. その他

- ・ 中讃広域行政事務組合の構成員として圏域全体で一体的に取り組み、広域で連携した処理体制を構築・維持していくことが必要です。
- ・ ごみ排出量については、市民への情報提供・啓発のため、分別区分に従ったごみ排出量の実績を把握し蓄積することが必要です。

第4章 計画の基本方針

1. 基本理念

令和2年度策定の第3次善通寺市環境基本計画の環境像と基本目標を踏まえて、本市のごみ処理全体の基本理念を「みんなで守り未来へつなぐ資源を大切にする循環型社会のまち」とします。

基本理念

**みんなで守り未来へつなぐ
資源を大切にする循環型社会のまち**

2. ごみ処理の基本方針

基本理念を踏まえ、循環型社会の構築を目指して基本方針を定めます。

環境負荷の少ない効率的で持続可能な循環型社会の構築には、従来の3R（Reduce、Reuse、Recycle）を推進しつつも、脱炭素型まちづくりの推進に向け、より環境負荷の少ない2R（Reduce、Reuse）の優先を明確にした施策の拡充を図る必要があります。また、廃棄物の減量、その適正な処理に関する施策を市民、事業者、行政が各々の役割に沿って実行するための仕組みづくりを継続して行います。

（1）基本方針1：ごみ減量や資源を大切にする意識の向上

環境問題への関心の高まりによって、市民、事業者のごみの排出抑制や循環的利用に対する意識も向上していますが、個々のごみの排出抑制や循環的利用に対する取組みには差があります。

多くの市民、事業者が一体となって取り組むために、高齢者世帯、子育て世帯、単身者などの多様な生活形態を考慮し、市民の分別等の負担軽減や効率化を目指しながら、ごみの排出抑制や循環的利用の普及啓発に努めます。

（2）基本方針2：3R（減量・再使用・再生利用）の推進

ごみ量を削減するには、ごみの排出抑制、資源の再使用・再生利用が重要であり、ごみの排出当事者である市民、事業者の自主的な取組みが必要です。

これまでの取組みに加え、自主的な減量化の取組みに対する啓発や支援を行います。

（3）基本方針3：廃棄物の適正処理の推進

市民や事業者の努力によりごみ減量や資源化を進めたうえで排出される廃棄物については、適正に処理することが重要です。

地方自治体は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものであり、専門的

職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図るなど能率的な運営を行います。

(4) 基本方針4：市民、事業者、行政の連携

市民、事業者、行政がごみに関する情報を共有し、連携・協力してごみの減量に取り組めます。

第5章 ごみの排出量及び処理量の見込み

1. 人口推計

(1) 人口の推移

本市の過去10年間の人口の推移を図2-9に示します。本市全体の人口は平成24年度以降の10年間で約15%減少しています。

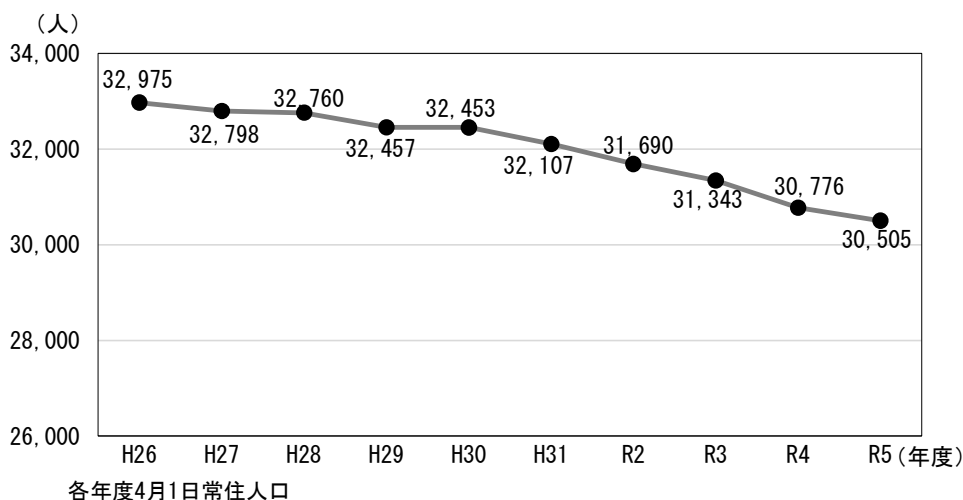


図2-9 本市の人口推移（各年度4月1日 常住人口）

(2) 将来人口の推計結果

本市の人口ビジョン^{※1}における人口推計（市独自推計）、人口問題研究所人口推計^{※2}及び過去の実績から推計式でトレンド推計^{※3}した結果を示します。

※1 人口ビジョン

平成26年12月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの（市独自推計）

※2 人口問題研究所人口推計

「国立社会保障・人口問題研究所」の略。社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として、平成8年12月に厚生労働省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所が統合して設立した組織。

人口問題研究所は、人口と世帯に関する将来推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「日本の地域別将来推計人口」、ならびに「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」として公表している。

※3 トrend推計

時間の経過に沿って変化する現象（傾向）が今後も続くものと仮定して、一定の規則性をもつ傾向線モデル（推計式）により将来の数値を推計する方法である。

人口やごみ量推計に最も用いられる。

表 2-16 本計画で用いた推計式及びその特徴

推計式	数式	特徴
直線式	$y = aX + b$	単調な増減を示す式
自然対数式	$y = a \ln X + b$	増加率（減少率）が徐々に減少していく推計式
べき乗式	$y = aX^b$	時間経過とともに増加率（減少率）が増大していく推計式
指数式	$y = ab^X$	時間経過とともに穏やかに増加（減少）していく推計式
ロジスティック式	$y = k / (1 + a \times \exp(-bX))$	増加又は減少傾向を徐々に鈍化させ、一定の割合で飽和（k）に達する推計式
2次関数式	$y = aX^2 + bX + c$	増加率又は減少率が徐々に増加していく放物線に近似する推計式

X：年度、a：係数、b：係数、c：係数、k：係数

表 2-17 将来人口の推計結果

(単位：人)

年度	実績値 (4月1日)	市独自推計 (実績補正)	市独自推計 2(実績補正)	人口問題 研究所 人口推計	推計値						
					直線	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	
実績	H26 (2014)	32,975			-	-	-	-	-	-	
	H27 (2015)	32,798			-	-	-	-	-	-	
	H28 (2016)	32,760			-	-	-	-	-	-	
	H29 (2017)	32,457			-	-	-	-	-	-	
	H30 (2018)	32,453			-	-	-	-	-	-	
	H31 (2019)	32,107			-	-	-	-	-	-	
	R2 (2020)	31,690			-	-	-	-	-	-	
	R3 (2021)	31,343			-	-	-	-	-	-	
	R4 (2022)	30,776			-	-	-	-	-	-	
	R5 (2023)	30,505	30,505	30,505	-	-	-	-	-	-	
推計	R6 (2024)	-	30,258	30,376	30,258	30,449	31,077	31,077	30,467	29,939	29,886
	R7 (2025)	-	30,012	30,248	30,012	30,170	30,988	30,991	30,201	29,316	29,300
	R8 (2026)	-	29,773	30,128	29,753	29,890	30,906	30,911	29,936	28,608	28,662
	R9 (2027)	-	29,534	30,008	29,494	29,611	30,830	30,837	29,675	27,811	27,973
	R10 (2028)	-	29,295	29,888	29,235	29,331	30,760	30,769	29,415	26,919	27,233
	R11 (2029)	-	29,056	29,768	28,976	29,052	30,694	30,706	29,158	25,930	26,441
	R12 (2030)	-	28,818	29,649	28,719	28,772	30,632	30,646	28,903	24,846	25,599
	R13 (2031)	-	28,580	29,521	28,464	28,493	30,573	30,590	28,650	23,670	24,705
	R14 (2032)	-	28,342	29,393	28,209	28,213	30,518	30,537	28,399	22,410	23,760
	R15 (2033)	-	28,104	29,265	27,954	27,934	30,465	30,486	28,151	21,076	22,764
推計式		-	-	-	$y = a \cdot x + b$	$y = a \cdot \ln x + b$	$y = a \cdot x^b$	$y = a \cdot b^x$	$y = k / (1 + a \cdot e^{-bx})$	$y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	
係数	a	-	-	-	-279.4909	-1,024.2870	33,564.7263	33,558.7043	0.0190	-25.5909	
	b	-	-	-	33,523.6000	33,533.5254	-0.0321	0.9913	-0.1726	2.0091	
	c(k)	-	-	-	-	-	-	-	33,744.6833	32,960.6000	
重相関係数		-	-	-	0.9409	0.7407	0.7318	0.9359	0.9890	0.9913	

※人口ビジョンの市独自推計、人口問題研究所推計人口は5年ごとの推計結果の間の年度を直線的に補間し、また、令和5年度の実績と推計値の差で補正している。

いずれの推計結果の人口も減少になりますが、最大人口と最少人口では 9,000 人以上の差が生じています。

ここでは 9 通りの推計結果のうち中位の値であり、人口減少の緩和策を見込まない人口問題研究所人口推計を採用します。なお、令和 5 年度の実績と推計値の乖離を補正するため、実績と推計値の差分で各年度の推計値に補正を加えています。

本市の令和 15 年度の将来人口は 27,954 人となり、令和 5 年度実績より約 2,600 人減少します。

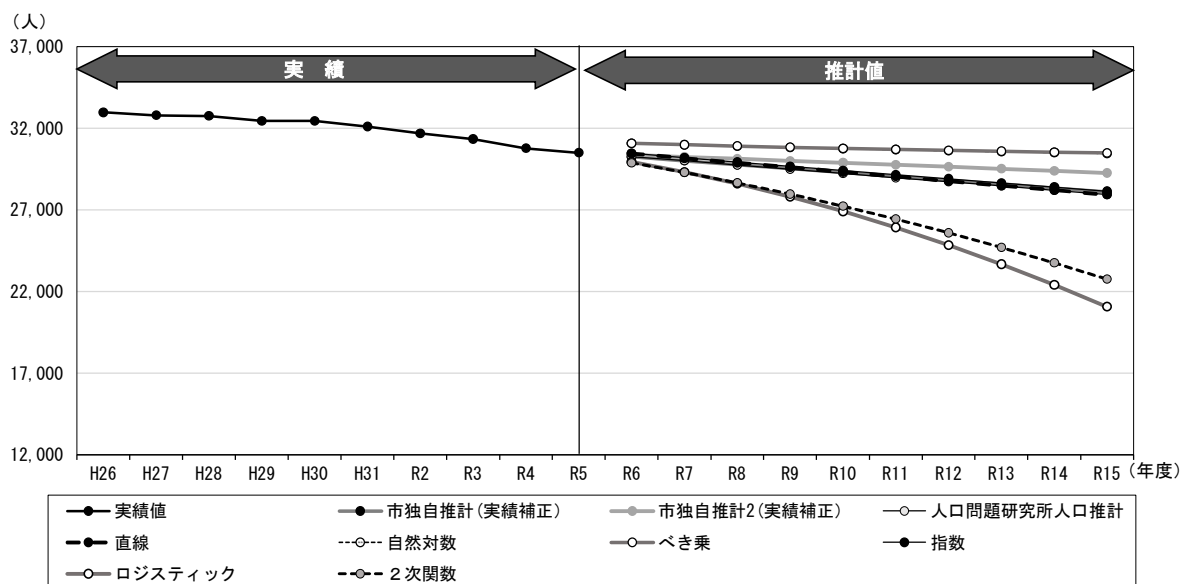


図 2-10 将来人口の推計結果 (9 種類)

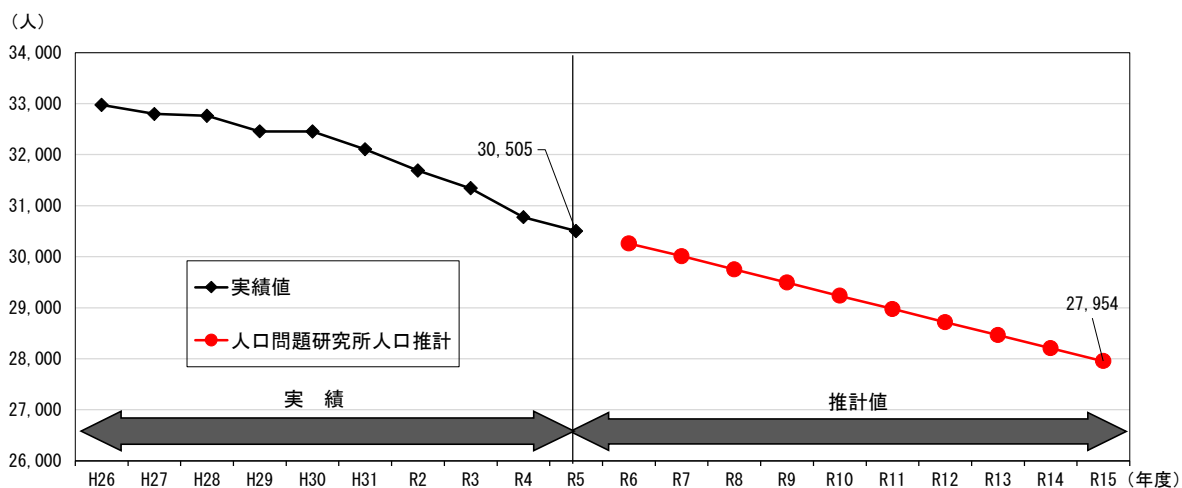


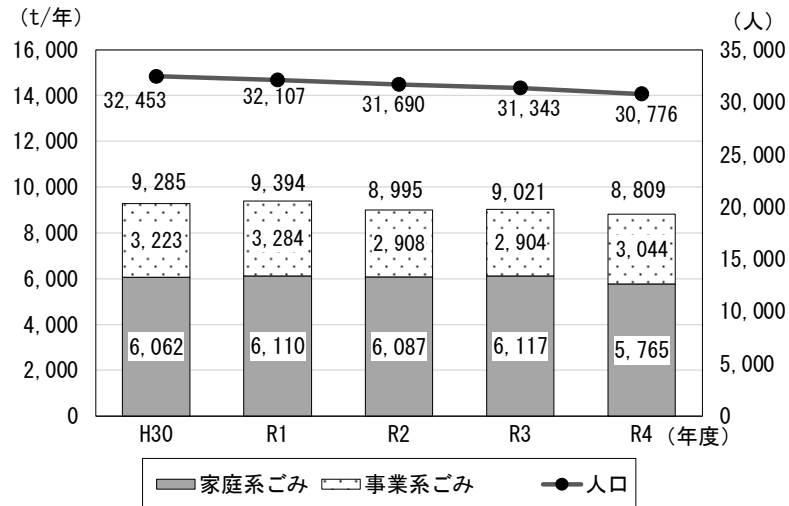
図 2-11 将来人口の推計結果 (採用)

2. ごみ排出量の将来推計

(1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の実績を図 2-12 に示します。

[排出者別ごみ排出量]



[種類別ごみ排出量]

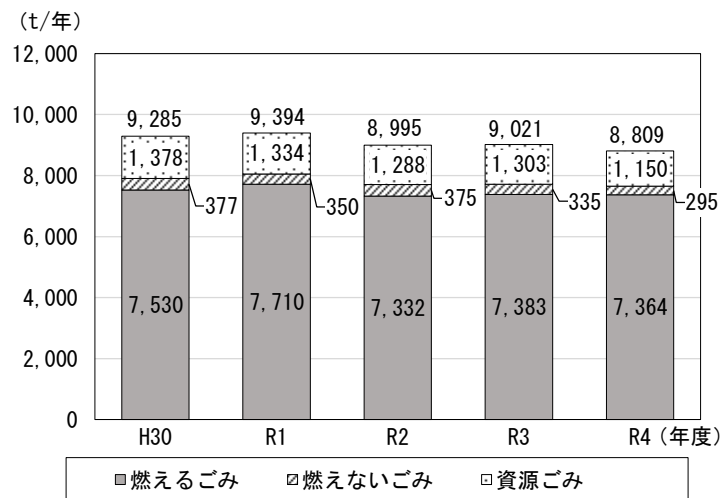


図 2-12 ごみ排出量の推移

(2) ごみ排出量の将来推計の方法

ごみ排出量の将来推計は、まずごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という）のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所等におけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量（以下「目標達成した場合」という）を推計します（図 2-13）。

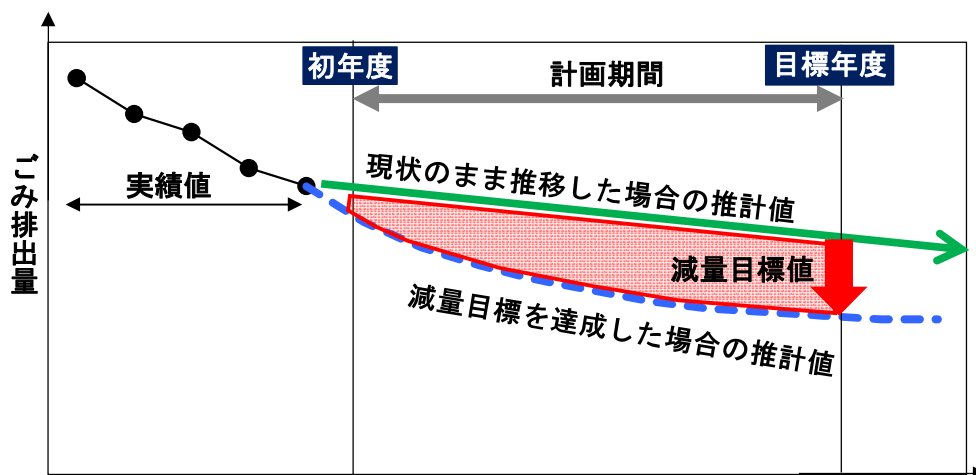


図 2-13 ごみ排出量推計方法のイメージ図

将来のごみ排出量は表 2-18 に示す排出形態別の項目について、表 2-19 に示す 2 つの方法で推計した結果を比較して選定します。ごみ排出量の推計フローをに示します。

表 2-18 推計する項目

推計する項目	内容
一人 1 日あたりの家庭系ごみ量	市内から排出される家庭系ごみの市民一人 1 日あたりの排出量を推計する。
一人 1 日あたりの事業系ごみ量	市内から排出される事業系ごみの市民一人 1 日あたりの排出量を推計する。

表 2-19 推計の方法

推計方法	内容
トレンド推計法	各項目の実績が今後も続くものとして、6 種類のトレンド式を使用して推計する方法。
直近（直近数年）の実績	現状のまま推移した場合のごみ排出量であるため、将来も直近である令和 4 年度（あるいは直近 3 年間の平均）の実績値が続くと仮定して推計する方法。

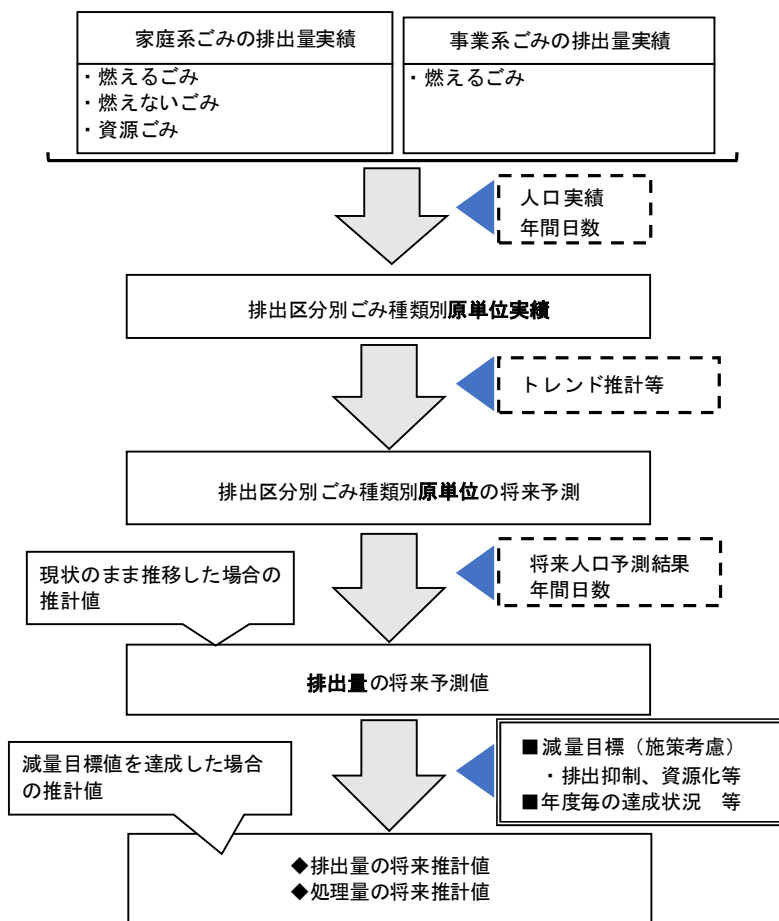


図 2-14 ごみ排出量の将来推計フロー図

(3) 現状のまま推移した場合のごみ排出量

① ごみ排出量の将来推計値の設定

家庭系ごみ、事業系ごみのごみ種類別の一人1日あたりの排出量（原単位）についてトレンド推計を行い、それぞれのごみ種類別の将来推計値を表 2-20 に示すとおり設定しました。

表 2-20 ごみ種類別将来推計値の設定

ごみの種類		将来推計値の設定
家庭系	燃えるごみ	相関が良好なトレンド式のうち、目標年度の推計値と実績との差が小さい「自然対数式」による推計値と設定
	燃えないごみ	いずれのトレンド式も良好な推計式がなく、排出量は概ね減少傾向にあることから、直近年度の実績値で推移すると設定
	資源ごみ	いずれのトレンド式も良好な推計式がなく、排出量は概ね減少傾向にあることから、直近年度の実績値で推移すると設定
事業系	燃えるごみ	いずれのトレンド式も良好な推計式がなく、排出量は概ね増加傾向にあることから、直近年度の実績値で推移すると設定

② 現状のまま推移した場合の推計結果

設定した原単位と将来人口から推計した将来ごみ排出量の各年度の将来予測結果を図2-15、表2-21に示します。本市の将来のごみ排出量の推計値は人口減少もあり、減少傾向にあります。一方で一人1日あたりのごみ排出量は家庭系燃えるごみでは増加傾向を示しました。

次いで、現状のまま推移した場合のごみ処理量の将来推計結果を表2-22に示します。

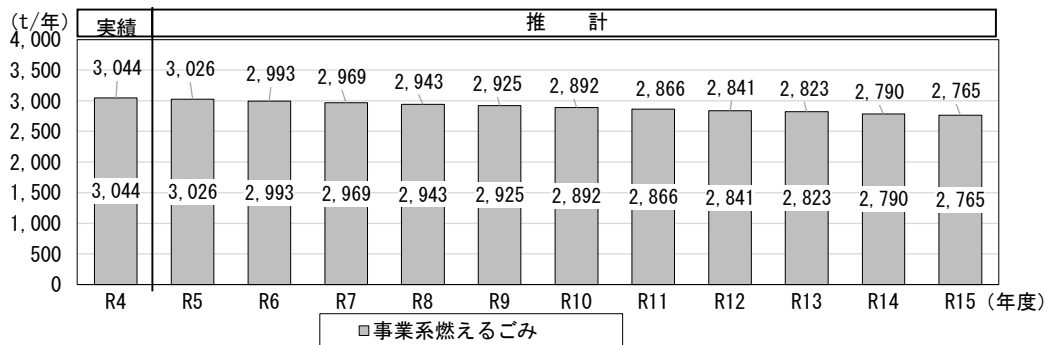
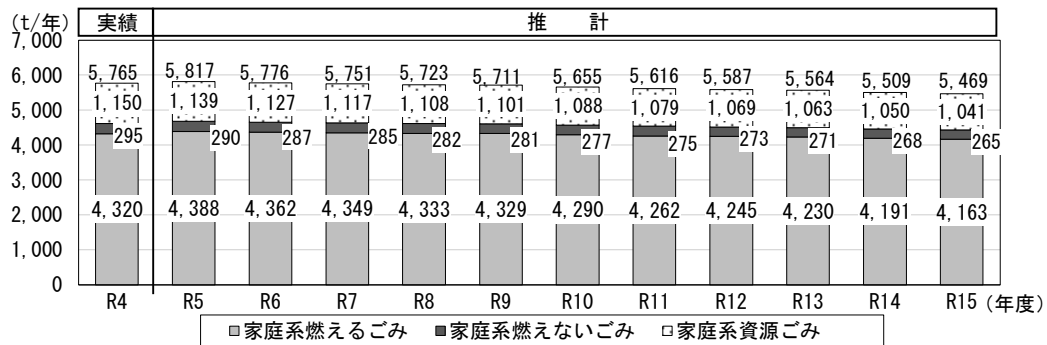
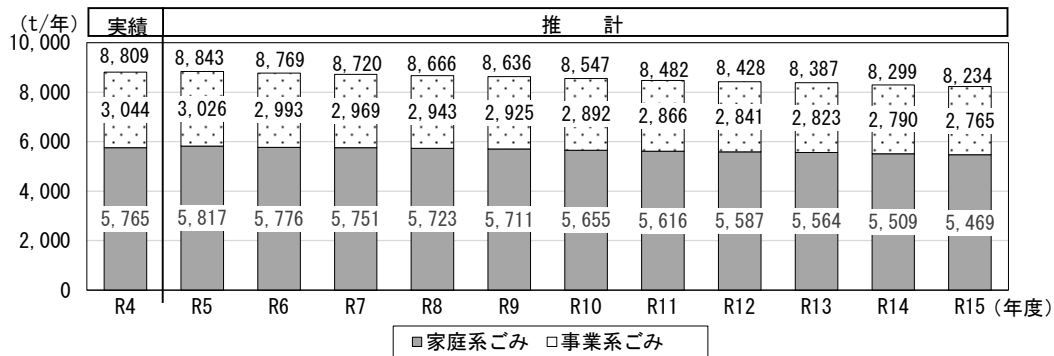


図 2-15 現状のまま推移した場合の将来推計結果

表 2-21 現状のまま推移した場合の将来推計結果

			実績		推計										
			年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口			人	30,776	30,505	30,258	30,012	29,753	29,494	29,235	28,976	28,719	28,464	28,209	27,954
家庭系	直営 収集量	燃えるごみ	t/年	4,320	4,388	4,362	4,349	4,333	4,329	4,290	4,262	4,245	4,230	4,191	4,163
			g/人日	385	393	395	397	399	401	402	403	405	406	407	408
		燃えないごみ	t/年	295	290	287	285	282	281	277	275	273	271	268	265
			g/人日	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	資源ごみ	t/年	1,150	1,139	1,127	1,117	1,108	1,101	1,088	1,079	1,069	1,063	1,050	1,041	
		g/人日	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	
	計	t/年	5,765	5,817	5,776	5,751	5,723	5,711	5,655	5,616	5,587	5,564	5,509	5,469	
		g/人日	513	521	523	525	527	529	530	531	533	534	535	536	
事業系	持込	燃えるごみ	t/年	3,044	3,026	2,993	2,969	2,943	2,925	2,892	2,866	2,841	2,823	2,790	2,765
		g/人日	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	
	計	t/年	3,044	3,026	2,993	2,969	2,943	2,925	2,892	2,866	2,841	2,823	2,790	2,765	
		g/人日	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	
合計			t/年	8,809	8,843	8,769	8,720	8,666	8,636	8,547	8,482	8,428	8,387	8,299	8,234
			g/人日	784	792	794	796	798	800	801	802	804	805	806	807
		燃えるごみ	t/年	7,364	7,414	7,355	7,318	7,276	7,254	7,182	7,128	7,086	7,053	6,981	6,928
			g/人日	656	664	666	668	670	672	673	674	676	677	678	679
		燃えないごみ	t/年	295	290	287	285	282	281	277	275	273	271	268	265
			g/人日	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	資源ごみ	t/年	1,150	1,139	1,127	1,117	1,108	1,101	1,088	1,079	1,069	1,063	1,050	1,041	
		g/人日	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	
資源化率			%	19.9%	19.6%	19.5%	19.4%	19.4%	19.3%	19.2%	19.2%	19.1%	19.1%	19.0%	

表 2-22 現状のまま推移した場合のごみ処理量の将来推計結果

			実績		推計										
			年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
処理量	焼却処理量		t/年	7,364	7,414	7,355	7,318	7,276	7,254	7,182	7,128	7,086	7,053	6,981	6,928
	搬出	焼却残渣	t/年	449	452	448	446	444	442	438	435	432	430	426	422
		埋立処分	t/年	744	742	735	731	726	723	715	710	705	701	694	687
		燃えないごみ	t/年	295	290	287	285	282	281	277	275	273	271	268	265
		焼却残渣	t/年	449	452	448	446	444	442	438	435	432	430	426	422
	資源回収量		t/年	1,150	1,139	1,127	1,117	1,108	1,101	1,088	1,079	1,069	1,063	1,050	1,041
	資源化	駄びん	t/年	131	126	125	124	123	122	121	120	118	118	116	115
		生きびん	t/年	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9
		スチール缶	t/年	15	18	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16
		金属類	t/年	95	94	93	92	91	90	89	89	88	87	86	85
		紙類	t/年	506	504	499	494	489	488	480	477	474	470	466	461
布類		t/年	53	55	55	54	54	53	53	52	52	52	51	51	
アルミ缶		t/年	24	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22	22	
ペットボトル		t/年	49	46	45	45	45	44	44	43	43	43	43	42	
廃食用油		t/年	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	
小型電子機器		t/年	23	33	32	32	32	32	31	31	31	31	31	30	
小型電子機器	t/年	108	100	99	99	98	97	96	95	94	94	94	93		
資源残渣	t/年	132	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114		
資源回収量の資源化率			%	13.1%	12.9%	12.9%	12.8%	12.8%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.6%	

3. 目標値の設定

本計画における目標値の設定には現行計画の目標値の達成状況、上位計画の目標値などを踏まえ、下記の指標について令和15年度の目標値を設定します。

(1) 目標指標の設定

目標指標

指標1：市民一人1日あたりの家庭系排出ごみ量

[考え方]

- ・令和 12 年度の食品ロス量を平成 12 年度の半減することを目指します。
- ・市民のごみを減らす行動、取組みにより、ごみ排出量を削減します。

指標 2：家庭系ごみの資源化率

[考え方]

- ・2R 推進の中でも資源化率の現状を維持します。

(2) 目標値

本市のごみ排出量は国の目標値、県の目標値を下回っていますが、一方で、現行計画の目標値は達成していません。しかも、家庭系の燃えるごみの一人 1 日あたりの排出量は増加傾向にあります。この現状を踏まえて、国、県の目標より厳しい減量目標を設定します。

そこで、策定年度が最も新しい第 3 次善通寺市環境基本計画の目標年度である令和 12 年度の目標値を踏襲しつつ、本計画の目標年度である令和 15 年度まで、同じ考え方で数値を延長して設定するものとします。また、資源化率について、資源化率は 2R の推進やペーパーレス化、容器包装の軽量化などの企業努力があり、資源化量自体の増加を見込むことが難しいため、分別の徹底などで現状維持を目指すこととします。

- 市民一人 1 日あたりの家庭系排出ごみ量は、令和 15 年度に 497g/人日までの削減を目指す。(令和 12 年度：500g/人日)
- 家庭系ごみの資源化率は、現状維持の 20%を目指す。

表 2-23 本計画の目標値

目標指標	実績	中間目標	目標	現状のまま推移した場合の推計値
	R4 年度	R10 年度	R15 年度	R15 年度
市民一人 1 日あたりの家庭系ごみの排出量	513 (g/人日)	502 (g/人日)	497 (g/人日)	536 (g/人日)
家庭系ごみの資源化率	19.9%	20%	20%	19%

令和 15 年度の市民一人 1 日あたりの家庭系ごみの排出量は 497 g と令和 4 年度の実績値からは 3% $((513-497) / 513 \times 100)$ 程度の削減となっていますが、本市の家庭系ごみ排出量は現状のまま推移した場合、令和 15 年度には 536 g に増加すると推計していることから、一層の削減が必要となります。

目標達成のため、

- ・食品ロスの削減
- ・生ごみの水切りの徹底
- ・既存の資源ごみ対象品目の分別の徹底

等を施策とし継続しながら、新たな資源物の分別についても検討していきます。

4. 減量目標を達成した場合の将来推計結果

市民一人1日あたりの家庭系ごみの排出量及び家庭系ごみの資源化率の目標値を達成した場合の、ごみ排出量の将来予測結果を図 2-16、表 2-24 に示します。また、減量目標を達成した場合のごみ処理量の将来推計結果を表 2-25 に示します。

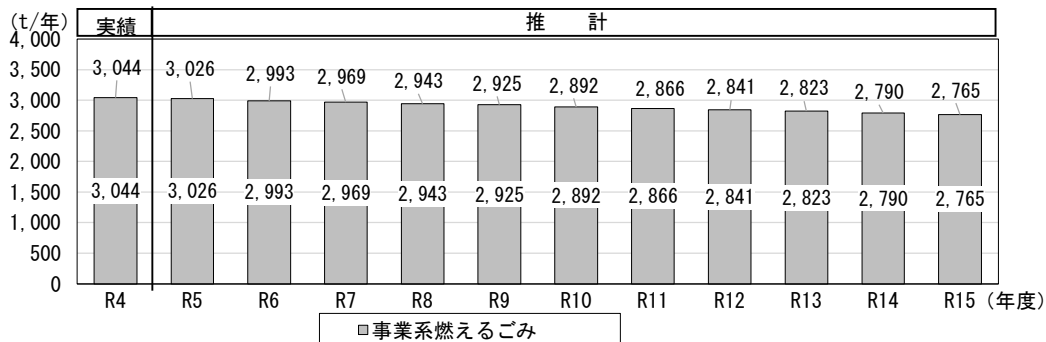
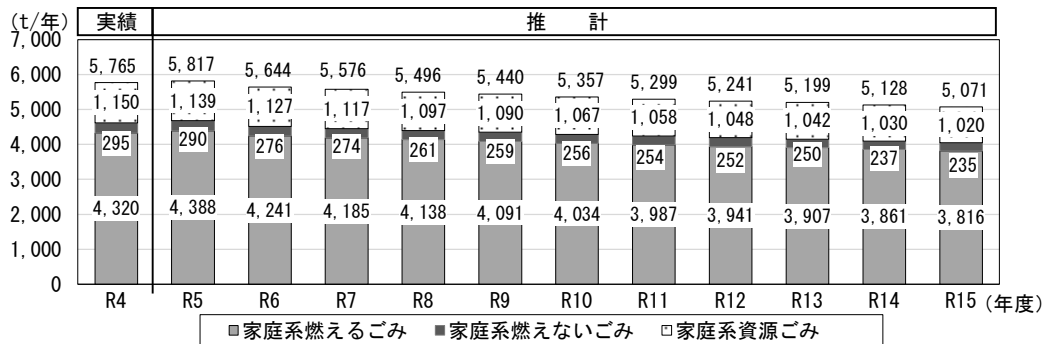
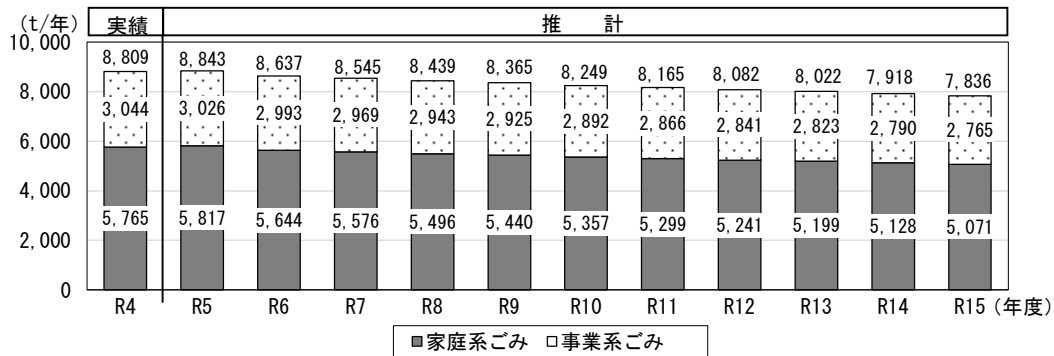


図 2-16 減量目標を達成した場合の将来推計結果

表 2-24 減量目標を達成した場合の将来推計結果

		年度	実績		推計									
			2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15
人口		人	30,776	30,505	30,258	30,012	29,753	29,494	29,235	28,976	28,719	28,464	28,209	27,954
家庭系	燃えるごみ	t/年	4,320	4,388	4,241	4,185	4,138	4,091	4,034	3,987	3,941	3,907	3,861	3,816
		g/人日	385	393	384	382	381	379	378	377	376	375	375	374
	食品ロス削減	g/人日	-	-	1	2	3	4	5	6	7	7	7	7
		水切り徹底	g/人日	-	-	4	5	6	7	7	7	8	9	9
		紙類等抑制	g/人日	-	-	6	8	9	11	12	13	14	15	16
	燃えないごみ	t/年	295	290	276	274	261	259	256	254	252	250	237	235
		g/人日	26	26	25	25	24	24	24	24	24	24	23	23
	排出抑制	g/人日	-	-	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3
		資源ごみ	t/年	1,150	1,139	1,127	1,117	1,097	1,090	1,067	1,058	1,048	1,042	1,030
	使い捨て容器等削減	g/人日	102	102	102	102	101	101	100	100	100	100	100	100
g/人日		-	-	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2	
計		t/年	5,765	5,817	5,644	5,576	5,440	5,357	5,299	5,241	5,199	5,128	5,071	
		g/人日	513	521	511	509	506	504	502	501	500	499	497	
事業系	燃えるごみ	t/年	3,044	3,026	2,993	2,969	2,943	2,925	2,892	2,866	2,841	2,823	2,790	2,765
		g/人日	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271
計		t/年	3,044	3,026	2,993	2,969	2,943	2,925	2,892	2,866	2,841	2,823	2,790	2,765
		g/人日	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	
合計	燃えるごみ	t/年	8,809	8,843	8,637	8,545	8,439	8,365	8,249	8,165	8,082	8,022	7,918	7,836
		g/人日	784	792	782	780	777	775	773	772	771	770	769	768
燃えないごみ	t/年	295	290	276	274	261	259	256	254	252	250	237	235	
	g/人日	26	26	25	25	24	24	24	24	24	24	23	23	
資源ごみ	t/年	1,150	1,139	1,127	1,117	1,097	1,090	1,067	1,058	1,048	1,042	1,030	1,020	
	g/人日	102	102	102	102	101	101	100	100	100	100	100	100	
資源化率		%	19.9%	19.6%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	19.9%	20.0%	20.0%	20.0%	20.1%	

表 2-25 減量目標を達成した場合のごみ処理量の将来推計結果

		年度	実績		推計										
			2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	
処理量	焼却処理量	t/年	7,364	7,414	7,234	7,154	7,081	7,016	6,926	6,853	6,782	6,730	6,651	6,581	
		搬出 焼却残渣	t/年	449	452	441	436	432	428	422	418	414	410	406	401
	埋立処分	t/年	744	742	717	710	693	687	678	672	666	660	643	636	
		燃えないごみ 焼却残渣	t/年	295	290	276	274	261	259	256	254	252	250	237	235
	資源回収量	t/年	449	452	441	436	432	428	422	418	414	410	406	401	
		t/年	1,150	1,139	1,127	1,117	1,097	1,090	1,067	1,058	1,048	1,042	1,030	1,020	
	資源化	駄びん	t/年	131	126	125	124	122	121	118	117	116	115	114	113
		生きびん	t/年	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9
		空き缶	t/年	15	18	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16
		金属類	t/年	95	94	93	92	90	89	88	87	86	86	85	84
		紙類	t/年	506	504	499	494	484	482	472	470	466	461	456	452
		布類	t/年	53	55	55	54	53	53	52	51	51	51	50	50
		アルミ缶	t/年	24	24	24	23	23	23	22	22	22	22	21	21
		ペットボトル	t/年	49	46	45	45	44	44	43	43	42	42	41	41
		廃食用油	t/年	4	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
小型電子機器		t/年	23	33	32	32	32	31	31	30	30	30	30	29	
プラ製容器包装		t/年	108	100	99	99	97	96	94	93	92	92	91	90	
計	t/年	1,018	1,015	1,004	995	977	971	950	942	934	928	917	909		
資源残渣	t/年	132	124	123	122	120	119	117	116	114	114	113	111		
資源回収量の資源化率		%	13.1%	12.9%	13.0%	13.1%	13.0%	13.0%	12.9%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%		

第6章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の施策体系

第4章で掲げたごみ処理の基本理念と基本方針を具体化するための施策を図 2-17 に示します。

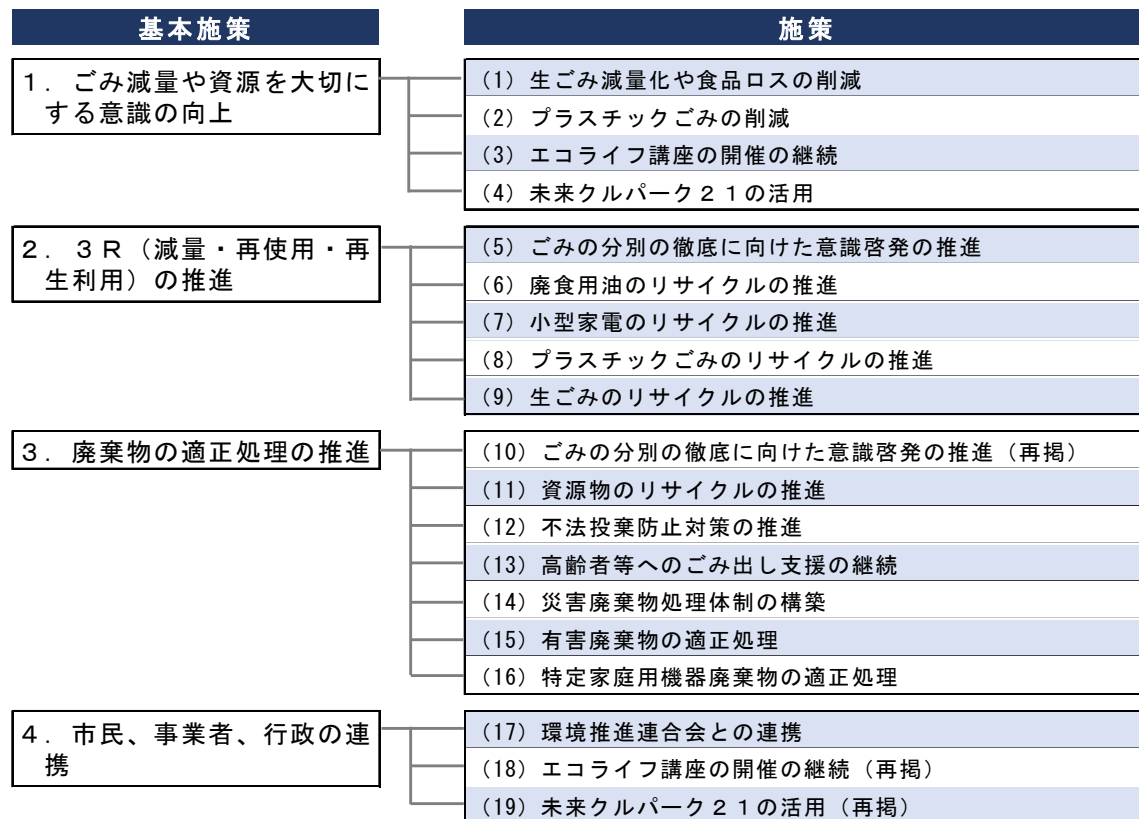


図 2-17 ごみ処理の施策体系

2. 基本施策

基本施策1：ごみ減量や資源を大切に する意識の向上

(1) 市の取組み

ア. 生ごみ減量化や食品ロスの削減

- 消費者、事業者、行政、関係団体などの多様な主体が連携・協働し、家庭や事業者から発生する食品ロスの削減を促進します。
- 「かがわ食品ロス削減協力店制度」に関する情報発信を通じて、他の店舗にも取組みを波及させるとともに、家庭や事業者の食品ロス削減に向けた機運醸成を促進します。
- 生ごみの水切りの徹底を市民に啓発するとともに、現在実施しているコンポスト容器や電気式生ごみ処理機の購入に対する生ごみリサイクル補助金制度を継続して実施し、生ごみの減量化を促進します。
- 香川県が推進するスマート・フードライフやフードバンク活動など、食品ロス削減に向けた取組みについて普及啓発を図ります。



[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									

イ. プラスチックごみの削減

○燃えるごみとして排出していた「プラスチック製容器包装」について、廃棄物の減量及び資源の循環的な活用のため、適正な処理を行い再資源化します。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年6月に成立し、市町村によるプラスチックごみの分別収集や一括回収が求められていることから、必要となる新たな仕組みを調査・研究していくとともに、県や近隣市町との地域ブロック会議で情報共有を図り、課題の抽出や対応を検討するなど、連携し協議を進めます。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									

ウ. エコライフ講座の開催の継続

○古布などの再利用を啓発するエコライフ講座を継続して開催していきます。

[実施スケジュール]


年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、仕組みづくり									

エ. 未来クルパーク21の活用

○未来クルパーク21での資源化について、民間業者への委託等の検討を行います。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続・強化、管理運営の検討							



(2) 市民・事業者の取組み

- 市が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、ごみ減量化・資源化の必要性について理解を深めましょう。
- 生ごみの約8割が水分であることを認識し、捨てる前の生ごみの水切りを行いごみ減量に努めましょう。
- 食材の使い切りや食べきりによって、食品ロスをなくしましょう。
- 消費しきれない食品はフードバンク活動などを検討しましょう。
- 買い物の際には、出かける前に冷蔵庫などの在庫を確認し、賞味期限の近いものから食べきれる量を買うように心がけましょう。
- 販売店で商品の売り切れを受け入れ、販売店の食品ロス削減の取組みに協力しましょう。
- 買い物の際には、マイバッグを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう心がけましょう。
- 壊れたものや不要になったものを安易に捨てず、修理したり、フリーマーケット等で人に譲ったりするようにしましょう。
- 小盛りメニュー等の導入による食べ残しの削減や、賞味期限切れ等の商品の削減やリサイクルなどを心がけ、食品ロスをなくしましょう。
- 2Rが優先であることを認識し、事業者が自ら原材料の選択や製造工程を工夫するなどにより、ごみの2R推進に努めましょう。

基本施策2：3R（減量・再使用・再生利用）の推進

(1) 市の取組み

ア. ごみの分別の徹底に向けた意識啓発の推進

- ごみの分別等を掲載した家庭ごみの正しい出し方収集計画カレンダーを作成して各世帯に配布するとともに、ホームページや広報紙等で分別を啓発します。
- 正しく出されていないごみについては、違反ごみシール等で啓発を図り、資源化率の向上に努め、排出量の抑制に繋がります。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続、必要に応じて見直し							




イ. 廃食用油のリサイクルの推進

○未来クルパーク 2 1 や各地区公民館での廃食用油の回収を継続し、リサイクルを推進します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									



ウ. 小型家電のリサイクルの推進

○各地区公民館や未来クルパーク 2 1 等での小型家電のボックス回収や未来クルパーク 2 1 への市民の持ち込みを継続するとともに、リサイクルの推進に関する啓発を行います。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									



エ. プラスチックごみのリサイクルの推進

○現在のプラスチック製容器包装に加えて、家庭から排出される様々なプラスチックごみの回収・リサイクルの実施に向けて、新たな回収体制を検討します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
検討→実施									



オ. 生ごみのリサイクルの推進

○各家庭の状況に合った生ごみ処理の方法が生活に根付くことを目指し、生ごみ処理機器等の各家庭での導入を今後も促進し、燃やすごみの減量化・資源化を行います。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									



(2) 市民・事業者の取組み

- 水切りの徹底や生ごみ処理機等の使用によって、生ごみを減量しましょう。
- 市の生ごみリサイクル補助金制度を活用して、生ごみのリサイクルを促進しましょう。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製品の使用を減らしましょう。
- ごみは決められた排出ルールに従って分別を徹底するとともに、無理のない範囲で汚れを取り除き、資源化できるように心がけましょう。

- 不用となったものはごみにせず、別の形で利用することで、ごみの減量化に努めましょう。
- 廃食油は捨てずに、市の回収に協力しましょう。
- 使用頻度が少ないものなど、レンタル製品を活用しましょう。
- 店頭への資源物の回収ボックスの設置等によって、自らが販売した商品の容器包装の回収に努めましょう。
- 事業所内での不用物の再使用を推進しましょう。

基本施策 3：廃棄物の適正処理の推進

(1) 市の取組み

ア. ごみの分別の徹底に向けた意識啓発の推進（再掲）

- ごみの分別等を掲載した家庭ごみの正しい出し方収集計画カレンダーを作成して各世帯に配布するとともに、ホームページや広報紙等で分別を啓発します。
- 正しく出されていないごみについては、違反ごみシール等で啓発を図り、資源化率の向上に努め、排出量の抑制に繋がります。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									

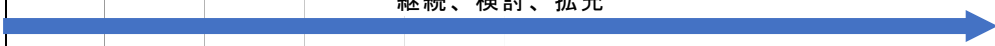


イ. 資源物のリサイクルの推進

- 資源物のリサイクルの推進のため、収集運搬体制について、必要に応じて見直しを検討します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、検討、拡充									



ウ. 不法投棄防止対策の推進

- 廃棄物の不法投棄の防止を図るため、不法投棄収集パトロールの実施、不法投棄防止等看板の配布、不法投棄監視カメラの設置等を行うとともに、ホームページや広報紙等で意識啓発を図り、ごみの適正処理及び地域の環境美化を推進します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
対策強化									



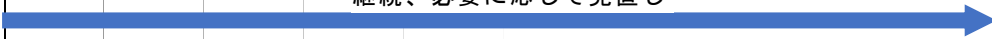
エ. 高齢者等へのごみ出し支援の継続

- 超高齢社会を迎え、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者等を支援するた

めに、戸別訪問してごみ収集を行う「ふれあい戸別収集」の実施を継続します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									



オ. 災害廃棄物処理体制の構築

- 震災や水害等の大規模災害において、大量の災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、国や香川県、近隣自治体等と連携して処理体制を構築します。
- 平時から仮置場候補地を検討し、状況確認等の取組みを進めます。
- 民間事業者等と連携など平時の備えに取り組みます。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
対策強化									




カ. 有害廃棄物の適正処理

- 水銀を使用している体温計や蛍光灯、乾電池、充電電池など、有害廃棄物の適正な分別を啓発するとともに、適正処理を推進します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									




キ. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理

- 家電リサイクル法に基づき、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの特定家庭用機器の廃棄方法について啓発し、資源の有効利用を推進します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									



(2) 市民・事業者の取組み

- ごみは決められた排出ルールに従って分別を徹底するとともに、無理のない範囲で汚れを取り除き、資源化できるように心がけましょう。(再掲)
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などを廃棄する際は、家電リサイクル法に基づいて、適正に処分しましょう。
- 所有する土地の不法投棄を予防する対策など土地の管理を徹底し、ごみの不法投棄の

未然防止に努めましょう。

- 水銀等を使用している有害廃棄物は、ルールに沿って分別・廃棄しましょう。
- 事業所から出る廃棄物は、許可業者等に収集運搬を委託するなど、適切に処理しましょう。

基本施策 4：市民、事業者、行政の連携

(1) 市の取組み

ア. 環境推進連合会との連携

- 分別ルールの周知、集積場所の管理や環境美化活動を行っている環境推進連合会の活動への協力と連携を今後も継続します。
- 市内 8 地区で家庭ごみの正しい出し方、ごみの減量化等について周知会で説明をします。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続、必要に応じて見直し							

イ. エコライフ講座の開催の継続（再掲）

- 古布などの再利用を啓発するエコライフ講座を継続して開催していきます。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続、仕組みづくり							

ウ. 未来クルパーク 2 1 の活用（再掲）

- 未来クルパーク 2 1 での資源化について、民間業者への委託等の検討を行います。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続・強化、管理運営の検討							

(2) 市民・事業者の取組み

- 小盛りメニュー等の導入による食べ残しの削減や、賞味期限切れ等の商品の削減やリサイクルなどを心がけ、食品ロスをなくしましょう。（再掲）
- 販売店で商品の売り切れを受け入れ、販売店の食品ロス削減の取組みに協力しましょう。（再掲）
- 店頭への資源物の回収ボックスの設置等によって、自らが販売した商品の容器包装の回収に努めましょう。（再掲）

- 事業者は消費者の要望に耳を傾け、消費者は事業者の取組みを理解し、相互の協力でごみの少ない社会を目指しましょう。

3. ごみ処理における今後の方向性

今後のごみ処理については、仲善クリーンセンター廃炉に伴い、令和10年度からクリントピア丸亀への燃えるごみ・燃えないごみ（破碎ごみ）・粗大ごみの焼却処理等が集約されることから、分別等について近隣市町との調和を保つ必要があります。

(1) 分別排出区分

ごみの減量化及び資源化率の向上を進めるため、今後も継続してごみの適切な分別を推進するとともに、市民への周知等について環境推進連合会との連携を図りながら、適切なごみの分別方法について検討します。

生ごみについては、生ごみ処理機等による減量化を促進し、紙やプラスチック類など組成の割合が大きい燃えるごみについては、分別を促進して再資源化の割合の向上させることにより減量化を図ります。

また、令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、現在収集しているプラスチック製容器包装に加え、燃えるごみとして処理されているプラスチック使用製品廃棄物について、収集運搬及び処理体制との整合性を図りながら分別区分の追加を検討していきます。

(2) 収集運搬計画

現在の収集運搬体制を継続しながら、より効率的で継続可能な体制への見直しや効率化を図る必要があります。

令和5年11月より紙類・布類の収集運搬を業務委託し、紙類については、売払い先の再生事業者へ直接搬入していますが、他の資源ごみについても、分別方法の見直しや効率化を図り、民間事業者への業務委託等を検討し継続可能な収集運搬体制の構築を目指します。

(3) 中間処理計画

仲善クリーンセンターの廃止に伴い、基幹改良工事を実施したクリントピア丸亀へ燃えるごみ・燃えないごみ（破碎ごみ）・粗大ごみの焼却処理等が集約されることから、広域で連携した処理体制を維持していきます。

また、未来クルパーク21で行っている資源ごみ・粗大ごみの中間処理のうち、紙類については、収集運搬の業務委託にともない売払い先の再生事業者へ直接搬入することで、中間処理を行わず、処理負担の軽減を図っています。

その他の資源ごみ等の中間処理についても、収集運搬及び処理の効率化に応じて、再

生事業者への処理委託などを進めていきます。

また、プラスチック製容器包装、使用済小型電子機器等、有害ごみなどの処理委託が必要な廃棄物についても継続して適正な処理を行います。

[処理施設と処理主体]

令和6年度～令和9年度

区分	燃えるごみ	資源ごみ	粗大ごみ	燃えないごみ
処理施設	中間処理			最終処分
	仲善クリーンセンター	未来クルパーク21		エコランド林ヶ谷
処理主体	中讃広域行政事務組合	善通寺市		中讃広域行政事務組合

令和10年度～

区分	燃えるごみ	資源ごみ	粗大ごみ	燃えないごみ
処理施設	中間処理			
	クリントピア丸亀	未来クルパーク 21	クリントピア丸亀	
処理主体	中讃広域行政事務組合	善通寺市		中讃広域行政事務組合

[焼却施設]

令和6年度～令和9年度

項目	内容		
名称	仲善クリーンセンター		
事業主体	中讃広域行政事務組合		
所在地	香川県仲多度郡琴平町五條1050番地		
焼却施設	炉形式	全連続燃焼式焼却炉	
	焼却能力	90t/日(45t/24h×2炉)	
	炉基数	2基	
	受入供給設備	ピット&クレーン方式	
	焼却設備	ストーカ式焼却炉	
		自動燃焼制御方式	
	燃焼ガス冷却設備	冷却室水噴射方式(完全蒸発型)	
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置+バグフィルタ式集塵装置	
給排水設備	受入槽+加圧タンク式		
	プラント用水(一部雨水利用)		

	排水処理設備	ピット汚水 炉内噴霧（蒸発酸化処理）	
		プラント排水・再循環無放流	
		し尿・生活排水 単独浄化槽処理無放流	
	灰出設備	灰バンカ方式（灰安定化装置付）	
	余熱利用設備	温水利用方式	
	通風設備	平衡通風方式	
		煙突	外筒：鉄筋コンクリート造（H=59m）
	内筒：鋼板製（2筒式）		
	建屋	鉄筋コンクリート一部鉄骨・ALC造	
	着工	平成7年8月	
完成	平成9年9月		

令和10年度～

項目	内容	
名称	クリントピア丸亀	
事業主体	中讃広域行政事務組合	
所在地	香川県丸亀市土器町北1丁目72番地2	
焼却施設	炉形式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	焼却能力	130t/24h×2炉 計 260t/日
	炉基数	2基
	着工	平成6年8月
	完成	平成9年3月
不燃・粗 大ごみ処 理施設	選別の種類	4種分別（鉄、アルミ、可燃物、不燃物）
	破碎機型式	縦型衝撃・せん断併用回転式
	処理能力	45t/5h

[資源化施設]

項目	内容	
名称	未来クルパーク 2 1	
事業主体	善通寺市	
所在地	香川県善通寺市原田町 4 3	
敷地面積	7,030.14m ²	
建築面積	工場棟 : 2,477.87m ² プラザ棟 : 732.27m ² ストックヤード棟 : 224.26m ²	
延床面積	工場棟 : 4,853.41m ² プラザ棟 : 1,657.76m ² ストックヤード棟 : 224.26m ²	
着工	平成 10 年 6 月	
竣工	平成 12 年 3 月	
処理能力	21 t / 日 (5 h)	
	粗大ごみ・金属類系統	低速二軸回転式の粗破碎機によって粗破碎 → 高速回転式の破碎機で細破碎
	紙類・布類型等	圧縮梱包機による圧縮梱包
	プラスチック類系統	
	空き缶系統	金属圧縮機による圧縮成形
駄びん系統	手選別による不純物の除去	
処理対象物	粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ	
選別回収対象物	鉄類、アルミ類、生きびん、駄びん（無色透明・茶・その他）、空き缶（スチール缶・アルミ缶）、紙類（新聞・ダンボール・雑誌（その他紙類））、牛乳パック類、布類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、可燃物、不燃物	

(4) 最終処分計画

本市のごみ処理における最終的な行き先は、エコランド林ヶ谷で、市内で排出される燃えないごみや資源ごみ・粗大ごみの中間処理過程で生じた不燃残渣、燃えるごみの焼却残渣のうち、資源化できないものを埋立処分しています。

今後もエコランド林ヶ谷を延命させるために、令和 10 年度からのクリントピア丸亀での燃えないごみの中間処理や焼却残渣の資源化など、広域で連携した処理体制を維持していきます。

[最終処分場]

項目	内容	
名称	エコランド林ヶ谷	
事業主体	中讃広域行政事務組合	
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上 325 番 27	
事業地面積	141,740m ²	
埋立容量	365,000m ³	
埋立方式	セル・サンドイッチ方式	
埋立期間	平成 11 年度～令和 9 年度	
その他の施設	浸出水処理施設	処理水量：70m ³
	防災調整池	
	第 2 防災調整池	
	雨水等集排水（U 型水路等延長 3,000m）	
	飛散防止柵	
	トラックスケール	
	洗車プール	
	モニタリング井戸	
	ガス抜き及び集排水用配管	
	管理棟	
着工	平成 10 年 6 月	
竣工	平成 12 年 3 月	
総事業費	2,742,151 千円	

第3部 生活排水処理基本計画編

第1章 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理体系

本市で発生するし尿及び生活雑排水は公共下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽で処理されています。また、汲み取り便槽から発生するし尿や、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は中讃広域行政事務組合の瀬戸グリーンセンターに搬入し、処理しています。なお、農業集落排水施設の稼働は令和5年度末までで、令和6年度以降は廃止となっています。

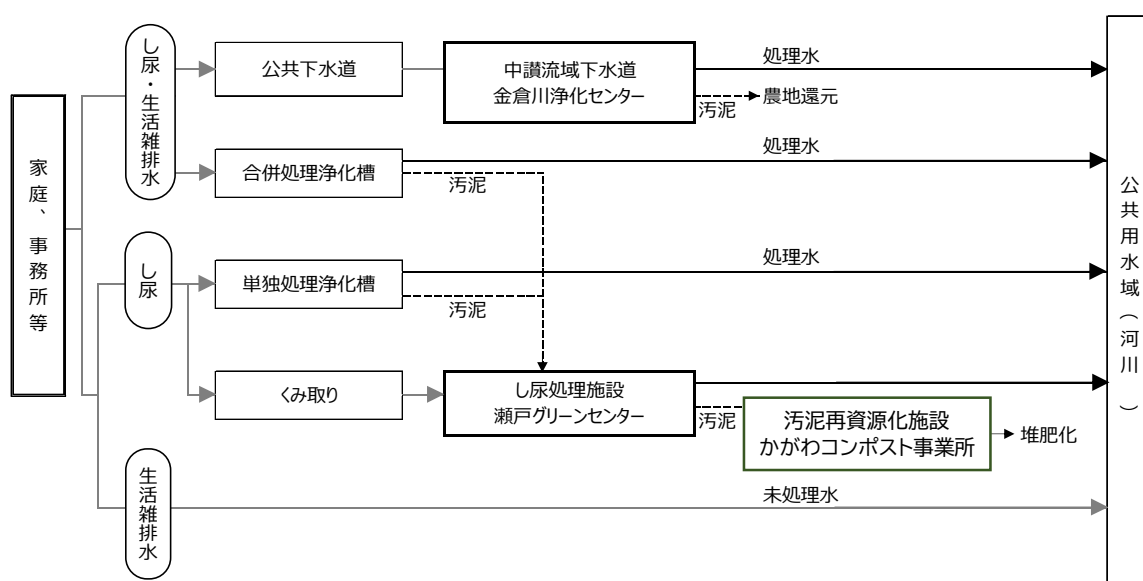


図 3-1 生活排水処理体系

2. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理人口の実績

生活排水処理人口の実績を表 3-1 に示します。

し尿収集人口は減少傾向にありますが、計画処理区域内常住人口の減少にともない、その他の処理形態人口は若干増減しながら、横ばいで推移しています。

表 3-1 生活排水処理人口の実績

	実績				
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
計画処理区域内常住人口(人)	32,450	32,030	31,557	31,094	30,706
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	23,573	23,667	23,606	23,630	22,987
浄化槽人口(人)	6,130	6,247	6,300	6,699	6,252
合併処理浄化槽(人)	6,130	6,247	6,300	6,699	6,252
農業集落排水(人)	328	396	392	365	335
コミュニティプラント	366	342	345	330	332
公共下水道水洗化人口(人)	16,749	16,682	16,569	16,236	16,068
水洗化・生活雑排水未処理人口(人)	2,500	2,461	2,433	2,049	2,377
単独処理浄化槽(人)	2,500	2,461	2,433	2,049	2,377
し尿収集人口(人)	6,353	5,882	5,499	5,398	5,325
自家処理人口(人)	24	20	19	17	17
計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0
下水道の普及状況	59.6%	59.7%	59.7%	59.4%	59.4%
生活排水処理率	92.0%	92.8%	90.8%	90.8%	90.8%
水洗化率	96.0%	97.1%	98.2%	98.2%	98.2%

計画処理区域内常住人口(人)は各年度10月1日人口

下水道の普及状況：公共下水道水洗化人口÷計画処理区域内常住人口

水洗化・生活雑排水処理人口：し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している人口をいい、具体的にはコミュニティプラント、合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水をいう。

生活排水処理率：「水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内常住人口」

資料：各年度実績 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

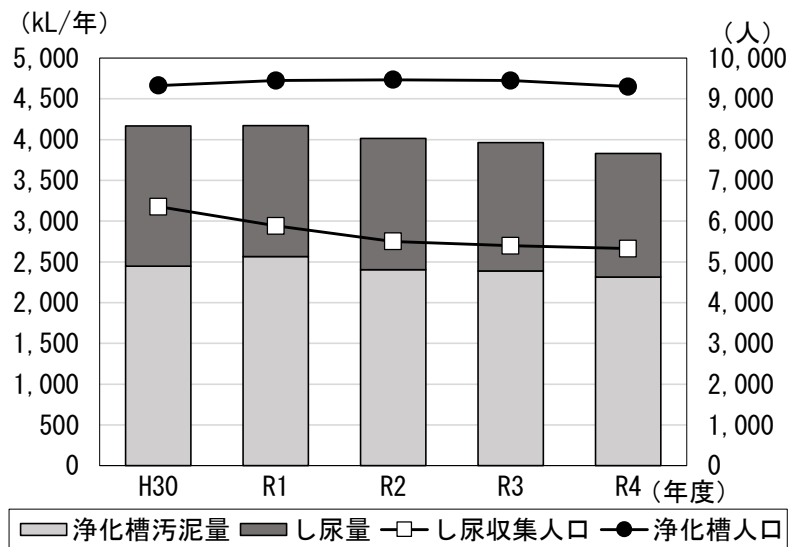
(2) 収集・処理の実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は、公共下水道の普及に伴いいずれも減少傾向にあります。

表 3-2 収集・処理量の実績

		実績				
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
計画処理区域内常住人口（10月1日）	人	32,450	32,030	31,557	31,094	30,706
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量（組合）	kL/年	4,166	4,174	4,013	3,960	3,829
し尿	kL/年	1,721	1,606	1,609	1,568	1,517
浄化槽汚泥	kL/年	2,445	2,568	2,404	2,392	2,312
自家処理量	kL/年	3	1	1	1	1
し尿	kL/年	1	1	1	1	1
浄化槽汚泥	kL/年	2	0	0	0	0
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量（組合）	kL/日	11.4	11.4	11.0	10.8	10.5
し尿	kL/日	4.7	4.4	4.4	4.3	4.2
浄化槽汚泥	kL/日	6.7	7.0	6.6	6.6	6.3

資料：各年度実績 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省



※浄化槽人口：合併処理浄化槽、農業集落排水、コミュニティプラント、単独処理浄化槽の人口

図 3-2 生活排水処理人口とし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の推移

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

し尿及び浄化槽汚泥の処理経費は総収集量の減少に伴い、高くなる傾向にあります。

表 3-3 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

	単位	実績				
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
処理経費	千円	57,900	61,048	63,184	64,813	67,362
総収集量	kL	4,166	4,174	4,013	3,960	3,829
1kLあたりの処理経費	円/kL	13,898	14,626	15,745	16,367	17,593

3. 汚水処理処理施設の現状

(1) 公共下水道整備事業

本市の下水道は流域関連公共下水道・中讃流域下水道に含まれます。流域関連公共下水道とは、川や湖、海などの水質保全を効率的に行うために二つ以上の自治体で集めた下水を下水処理場で処理する下水道施設のことであり、都道府県が作ります。その流域下水道の終末処理場である金倉川浄化センターでは、本市、多度津町、琴平町、まんのう町の1市3町から排出される生活排水を処理しています。汚水は、流域下水道幹線を通り、金倉川浄化センターできれいな水に浄化され、海に放流されます。また、汚泥は水分をしぼりとった後、肥料としても再利用されています。

その概要は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 終末処理場の概要

項目	概要
施設名称	中讃流域下水道 金倉川浄化センター
事業主体	公益財団法人 香川県下水道公社
所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江5丁目10番地
敷地面積	11.1ha
併用開始	平成2年度～
対象地域	善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町
処理能力	28,400m ³ /日
計画水質 (BOD)	流入水 250mg/L 放流水 15mg/L
放流先	瀬戸内海（備讃瀬戸）

4. 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道の普及

公共下水道の普及状況において、供用を開始している区域であれば、合併浄化槽などを使用し、公共下水道への切り替えを行っていない家庭や事業所があります。下水道への接続を今後も指導していく必要があります。なお、公共下水道の普及が進むことにより、汚水の流入量の減少に加え、生物化学的な手法を用いた河川の水質改善を促進するなど、排水する側から生活排水による環境負荷を低減させる必要があります。

(2) 合併浄化槽の整備

水環境の改善や公共水域の保全の観点から、下水道処理区域外の地域における汲み取り式トイレ及び単独処理浄化槽の生活雑排水の未処理世帯に対して、生活雑排水を適正に処理することができる合併浄化槽の設置を促進する必要があります。

(3) 災害発生時のし尿収集

災害発生時には、収集・運搬や中間処理が平時の計画通りに機能しない場合があります。

特に仮設トイレの設置後のし尿の汲み取りについては、滞りなく実施していく必要があります。

(4) その他

生活排水においても広域事務組合及び流域下水道で処理しているため、連携しながら適性処理及び汚泥等の有効利用について検討する必要があります。

第2章 生活排水処理の基本方針

1. 基本理念

生活排水を適正に処理することは、循環型社会の形成に重要な課題であり、令和2年度策定の第3次善通寺市環境基本計画の環境像と基本目標を踏まえて、本市の生活排水処理計画の基本理念をごみ処理基本計画と同じ「みんなで守り未来へつなぐ 資源を大切にする循環型社会のまち」とします。

2. 生活排水処理の基本方針

基本理念を踏まえ、生活排水処理の基本方針を以下に示します。

- ① 基本方針1：生活排水対策の啓発・普及
- ② 基本方針2：処理施設の整備
- ③ 基本方針3：し尿・汚泥の再資源化
- ④ 基本方針4：災害対策の強化

3. 生活排水処理の予測

(1) 予測方法

生活排水処理基本計画の目標年度は令和15年度です。

各項目の推計方法は表3-5に示すとおりです。表3-5に従って推計した結果を表3-6に示します。

処理形態別人口は計画処理区域内人口の減少にともない、ほとんどの処理形態別は減少傾向にありますが、合併処理浄化槽人口は目標年度に10%程度増加すると予測しています。公共下水道水洗化人口は整備率、接続率が増加しているにもかかわらず減少していくと予測しています。

また、し尿処理人口及び浄化槽人口の減少にともない、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は減少し、令和15年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は約3,300kL/年と15%程度減少すると予測しました。

表 3-5 推計方法

項目	推計方法	
①計画処理区域内人口	ごみ編の将来人口を採用	
②合併処理浄化槽人口	計画処理区域内人口から以下③～⑦の人口を除いて算出	②=①-③-④-⑤-⑥-⑦
③コミュニティプラント人口	過去5年の実績よりトレンド推計でべき乗式を採用	
④公共下水道水洗化人口	計画処理区域内人口に整備率を乗じ、過去の実績からトレンド推計した接続率を乗じて算出	④=①×⑧×各年度接続率
⑤単独処理浄化槽人口	計画処理区域内人口に対する過去3年分の割合の平均を算出。その割合を目標年度まで採用して算出	⑤=①×単独浄化槽人口の割合(直近3年平均)
⑥し尿処理人口	過去5年の実績よりトレンド推計で指数式を採用	
⑦自家処理人口	過去5年の実績よりトレンド推計でべき乗式を採用	
⑧下水道の普及状況(整備率)	環境基本計画の令和12年度目標値61.9%から目標年度62%とし、各年度は令和4年度から直線補間	
⑨生活排水処理率	水洗化・生活雑排水処理人口を計画区域内常住人口で除して算出	
⑩し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	各一人1日あたりの処理量(原単位)を各処理形態人口で乗じて算出	

表 3-6 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の将来推計

	年度	推計											
		実績 2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15
計画処理区域内常住人口(人)		30,706	30,505	30,258	30,012	29,753	29,494	29,235	28,976	28,719	28,464	28,209	27,954
水洗化・生活雑排水処理人口(人)		22,987	23,269	23,254	23,231	23,187	23,135	23,075	23,006	22,934	22,855	22,769	22,676
浄化槽人口(人)		6,252	6,879	6,897	6,925	6,939	6,948	6,948	6,942	6,932	6,916	6,911	6,892
合併処理浄化槽(人)		6,252	6,879	6,897	6,925	6,939	6,948	6,948	6,942	6,932	6,916	6,911	6,892
農業集落排水(人)		335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニティプラント		332	326	323	320	318	316	314	312	311	309	308	307
公共下水道水洗化人口(人)		16,068	16,064	16,034	15,986	15,930	15,871	15,813	15,752	15,691	15,630	15,550	15,477
水洗化・生活雑排水未処理人口(人)		2,377	2,242	2,224	2,206	2,187	2,168	2,149	2,130	2,111	2,092	2,073	2,055
単独処理浄化槽(人)		2,377	2,242	2,224	2,206	2,187	2,168	2,149	2,130	2,111	2,092	2,073	2,055
し尿収集人口(人)		5,325	4,978	4,765	4,560	4,364	4,177	3,997	3,826	3,661	3,504	3,354	3,210
自家処理人口(人)		17	16	15	15	15	14	14	14	13	13	13	13
計画処理区域外人口(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道の普及状況(整備率)		59.4%	59.64%	59.88%	60.12%	60.36%	60.60%	60.84%	61.08%	61.32%	61.56%	61.80%	62.00%
生活排水処理率		90.8%	90.8%	90.9%	90.9%	91.0%	91.0%	91.1%	91.1%	91.1%	91.2%	91.2%	91.2%
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量(kL/年)		3,829	3,915	3,757	3,700	3,641	3,594	3,527	3,470	3,416	3,370	3,311	3,260
し尿(kL/年)		1,517	1,445	1,379	1,320	1,263	1,212	1,157	1,107	1,060	1,017	971	929
浄化槽汚泥(kL/年)		2,312	2,470	2,378	2,380	2,378	2,382	2,370	2,363	2,356	2,353	2,340	2,331
自家処理量		1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
し尿(kL/年)		1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
浄化槽汚泥(kL/年)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量(組合)		10.5	10.7	10.3	10.1	10.0	9.8	9.7	9.5	9.4	9.2	9.1	8.9
し尿(kL/日)		4.2	3.9	3.8	3.6	3.5	3.3	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7	2.5
浄化槽汚泥(kL/日)		6.3	6.7	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.4	6.4	6.4

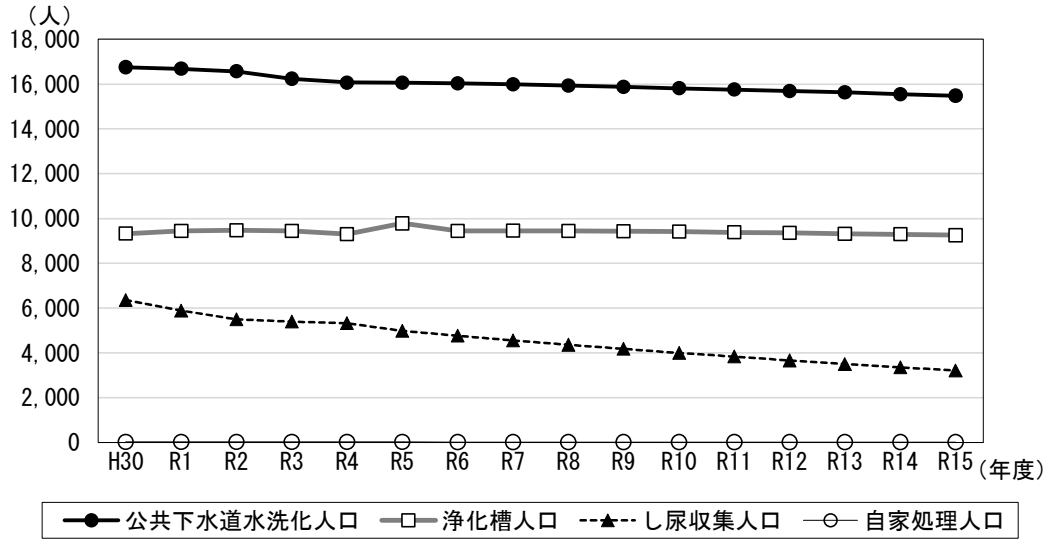


図 3-3 水洗化・生活排水処理人口の将来予測

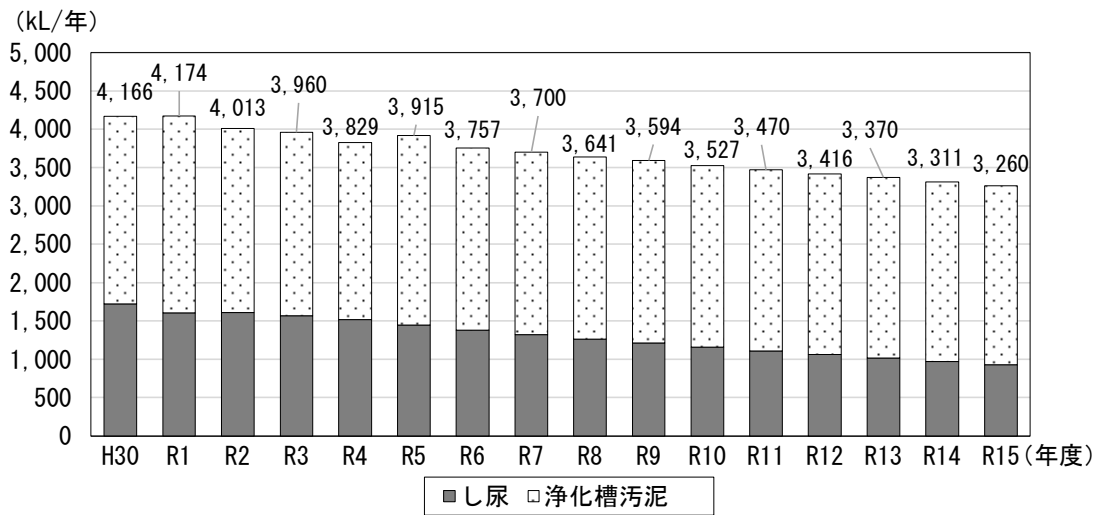


図 3-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の将来予測

4. 施策体系

生活排水処理の基本方針を具体化するための施策を図 3-5 に示します。

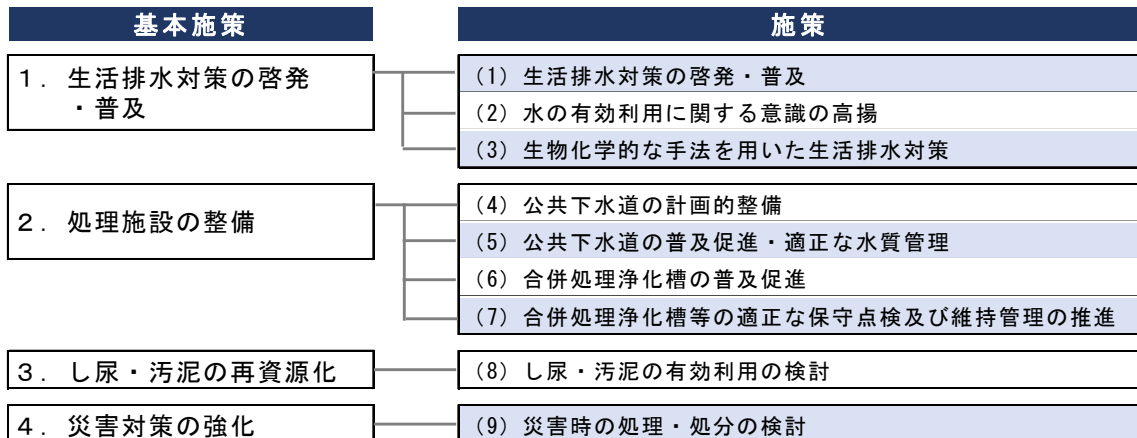


図 3-5 生活排水処理の施策体系

5. 具体的な取組み

(1) 基本方針 1：生活排水対策の啓発・普及

① 生活排水対策の啓発・普及

- 水質の悪化は生活排水によるところが大きいことを広報紙への記事掲載、個別訪問などを通じて、今後も市民に周知します。
- 施設見学及び出前講座などで生活排水処理に関心をもってもらう機会を増やします。
- 「油は台所では流さない、油污れのひどい食器は紙や野菜くずで拭いてから洗う、米のとぎ汁は植木に与える、洗剤はできるだけ使わず、使うときは適量を使う」などの具体的取組み例を示し、一人ひとりができる生活排水対策の普及に努めます。
- 水路、河川等の美化活動をボランティア団体・企業等と市が協働し、環境美化活動に取り組みます。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									
→									

② 水の有効利用に関する意識の高揚

- 市役所において今後も節水のための機器又は雨水利用機器の設置を進めるとともに、市民・事業者に対しても水と環境とのかかわりについて啓発を行い、水を大切に使う意識を育てます。
- 家庭でできる身近な雨水対策である雨水貯留タンクの設置促進に努めます。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									
→									

③ 生物化学的な手法を用いた生活排水対策

- 水質浄化に有用とされるEM菌発酵液作り等、環境ボランティア団体が生物化学的な手法を用いて自主的に河川水質改善活動に取り組んでいるため、今後もこれらの団体が独立して活動できるよう協力体制をつくり、活動への支援を継続します。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									
→									

(2) 基本方針2：処理施設の整備

① 公共下水道の計画的整備

- 令和15年度の整備率62%を目指し、今後も財政状況等を勘案しながら、計画的な下水道整備を進めます。

[実施スケジュール]

年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続									
→									

② 公共下水道の普及促進・適正な水質管理

- 下水道への接続の重要性について啓発活動を行うとともに、下水道未接続家屋への訪問を行い、下水道への接続を指導するなど整備済み地域での水洗化率の向上を図ります。
- 事業所等への訪問指導を実施し、大量に排水される特定事業場等の水質管理に努めます。

[実施スケジュール]

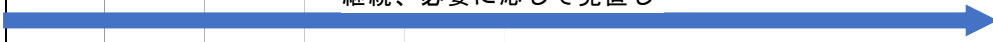
年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
継続、必要に応じて見直し									
→									

③ 合併処理浄化槽の普及促進

- 公共下水道の事業整備計画区域外では、今後も引き続き合併処理浄化槽の設置を促進

します。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続、必要に応じて見直し							
										

④ 合併処理浄化槽等の適正な保守点検及び維持管理の推進

○浄化槽の設置地域において、適正な保守点検及び維持管理に努めるよう啓発活動を行います。

[実施スケジュール]

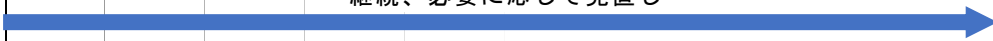
年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続、必要に応じて見直し							
										

(3) 基本方針3：し尿・汚泥の再資源化

① し尿・汚泥の有効利用の検討

○広域事務組合、流域下水道と連携し、し尿・汚泥の有効利用を検討します。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続、必要に応じて見直し							
										

(4) 基本方針4：災害対策の強化

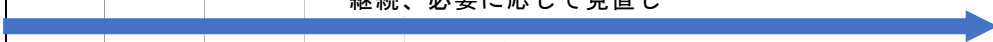
① 災害時の処理・処分の検討

○災害発生時は、「善通寺市地域防災計画」に基づき、適正に処理を行います。

○収集・運搬や中間処理など平時から備えます。

○特に仮設トイレ等によりし尿の収集量の増加に対する、収集・運搬に係る事業者や処理を委託する他自治体とも、災害時の受け入れに関して協定や協議に基づき、平時から備えます。

[実施スケジュール]

年度										
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
			継続、必要に応じて見直し							
										

6. 市民・事業者の取組み

- 市が発信する水質に関する情報に関心を持ち、水環境の保全に対する意識を高めましょう。
- 調理器具や食器は、油や汚れをふきとってから洗いましょう。また、廃食用油の回収システムの利用に努めましょう。
- ご飯粒や野菜くずなど、下水道や合併処理浄化槽に流さないようにしましょう。
- 洗剤の使い過ぎに注意するとともに、環境負荷の少ない洗剤の使用に努めましょう。
- 水洗トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 下水道処理区域内の住宅や事業所は、下水道への早期接続に努めましょう。
- 下水道処理区域外の住宅や事業所は、合併処理浄化槽の設置に努めましょう。
- 合併処理浄化槽は定期検査を受けるなど、適正な維持管理に努めましょう。
- 風呂水の再利用や食器のため洗いなど日常生活において節水を実践しましょう。
- 雨水貯水タンクの設置を検討しましょう。
- 水路や河川の清掃を定期的に行い、美化活動に取り組みましょう。
- 道路の排水溝にごみがたまらないよう、ポイ捨てはやめましょう。
- 事業者は放流水質を遵守するため必要な除害施設等の設置・適正管理に努めましょう。

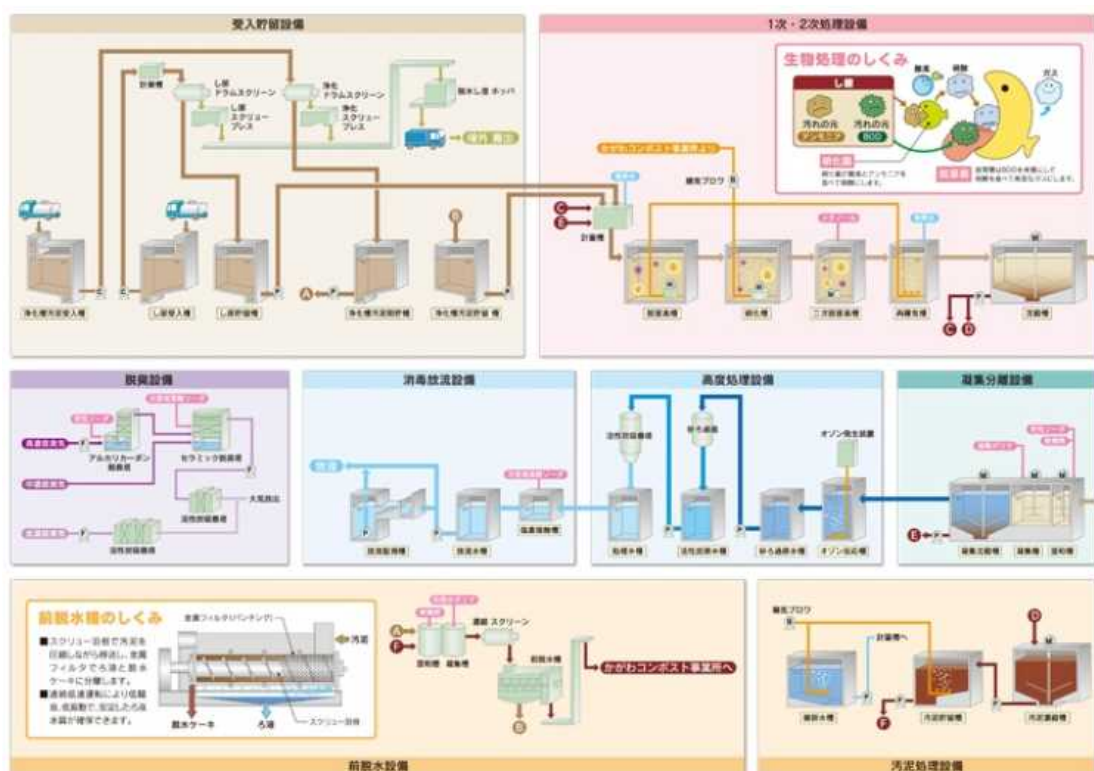
7. 生活排水処理における今後の方向性

本市の生活排水に関しては、市内に処理施設がなく、し尿・汚泥については瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所、下水については金倉川浄化センターで処理を行っているため、処理後の有効利用については広域連携の中で検討します。

市内においては、各家庭、事業所での排出時における配慮行動を促すとともに、公共下水道の事業整備計画区域では、目標の普及率62%を目指し、整備を進め、整備された地域においては、公共下水道への切り替えを促し、水洗化率の向上を図ります。公共下水道の事業整備計画区域外では、汲み取り式トイレ及び単独浄化槽から合併浄化槽への移行を促し、汚水衛生処理率の向上を図ります。

[し尿処理施設]

項目	内容
名称	瀬戸グリーンセンター
事業主体	中讃広域行政事務組合
所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江5丁目11番地
処理対象人口	260,000人（中讃広域行政事務組合・三豊市）
敷地面積	17,351 m ²
建築面積	4,031 m ²
延床面積	5,973 m ²
総事業費	1,972,425 千円
着工	平成21年5月
竣工	平成24年3月
処理能力	174kL/日（し尿：64kL/日＋浄化槽汚泥：110 kL/日）
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理



[瀬戸グリーンセンターの環境保全対策等]

受入前処理工程
<p>収集してきたし尿や浄化槽汚泥から、石や砂および紙・布・ビニールといった混入物を細かく破碎・切断し、さらにそれらをドラムスクリーンとスクリーンプレスで分離・脱水。分離したし渣は場外に搬出される。また、収集車の出入りの際には、臭気捕集ダクトで強制吸引し、臭気が外に漏れない。</p>
1次・2次処理工程
<p>BOD（有機物）と窒素化合物のほとんどを硝化菌、脱窒菌といった性質の異なる微生物を使って除去する重要な工程。前処理及び前脱水からの分離液は、返送汚泥や循環液などともに混合・曝気されるが、この際、微生物たちの働きを最大限に高めるため、各槽内の状態はコンピュータによって監視・制御される。</p>
凝集分離・高度処理工程
<p>2次工程で処理できなかったBODや微細なSS（浮遊物質）、リン、COD、色度成分などを汚れの種類に応じた高度な処理法でさらに浄化する工程。 凝集沈殿設備：微生物処理では除去しきれなかったBODや微細なSS（浮遊物質）、リンなどを薬品で凝集・沈殿させて除去する。</p> <p><u>-オゾン処理設備-</u></p> <p>オゾンの強い酸化力を利用して、わずかに残存するCODや色度成分を分解。人間の感覚ではほとんど無色の処理水がここで得られる。</p> <p><u>-砂ろ過塔/活性炭吸着塔-</u></p> <p>何層にも積み重ねた細かい砂ろ過層で、残存するきわめて細かい濁りの成分を除去する。さらに、活性炭の強力な吸着力を利用して最終仕上げを実施。各層は定期的に逆洗する。</p>
汚泥処理・前脱水工程
<p>受入貯留設備と汚泥処理設備から移送された汚泥は、濃縮スクリーンで濃縮され前脱水機で低含水率に脱水した後、かがわコンポスト事業所へ移送する。</p>
脱臭工程
<p>臭気は、場外はもちろん、場内へも拡散しないように発生各箇所からファンで強制的に吸引します。</p> <p>集めた臭気は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低濃度臭気は活性炭による吸着脱臭処理。 2. 微生物槽で発生する中濃度臭気は、酸・アルカリ・次亜塩素酸ソーダで処理した後、活性炭による吸着脱臭処理。 3. 貯留槽や前処理機械などで発生する高濃度臭気は処理水槽に導いて生物脱臭処理。 <p>をそれぞれ実施する。</p>

資料：中讃広域行政事務組合ホームページ

[汚泥処理施設]

項目	内容
名称	かがわコンポスト事業所
事業主体	中讃広域行政事務組合
所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江5丁目11番地
処理対象人口	320,000人（中讃広域行政事務組合・三豊市・観音寺市）
建築面積	856 m ²
延床面積	1,427 m ²
着工	平成25年6月
竣工	平成27年3月
総事業費	1,608,662 千円
処理汚泥	し尿処理施設から発生する脱水汚泥
処理方式	横型密閉強制通風式
処理能力	16.59 t / 日（脱水汚泥＝含水率：82%）
製品量	3.2t/日（含水率：30%）
環境対策	-脱臭設備- 発酵槽で発生する臭気を、湿式集塵器の中の微生物によって臭気を分解する。その後、薬液のシャワーによって臭気を除去し、活性炭吸着塔で微量の臭気成分を除去して大気に放出する。

[下水道処理施設]

項目	内容	
名称	金倉川浄化センター	
事業主体	公益財団法人 香川県下水道公社	
所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江5丁目10番地	
対象地域	善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町	
処理能力	20,000 m ³ /日	
認可計画 汚水量	【全体】 ・面積：2,241.79ha ・人口：36,150人 <計画汚水量（m ³ /日）> 日平均：16,726 日最大：24,922 時間最大：42,016	【善通寺市】 ・面積：882.50ha ・人口：17,620人 <計画汚水量（m ³ /日）> 日平均：6,793 日最大：8,548 時間最大：12,618
着工	昭和58年度	
供用開始	平成2年度～	
敷地面積	11.1ha	
計画水質（BOD）	流入水 250mg/L	放流水 15mg/L
放流先	瀬戸内海（備讃瀬戸）	

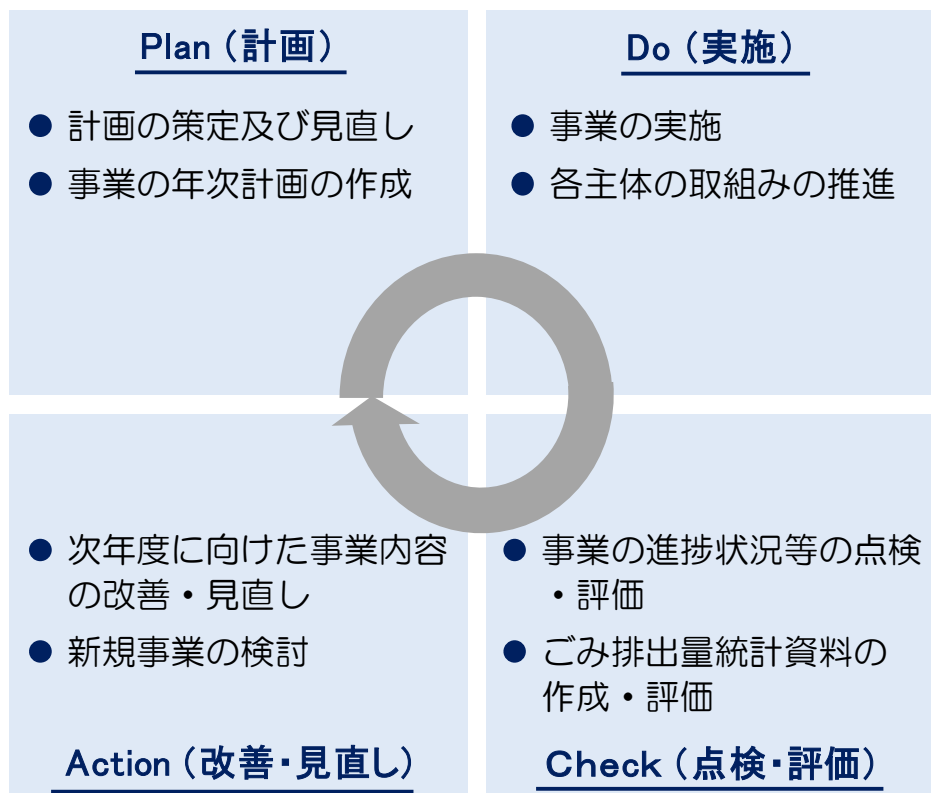
第4部 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが重要です。さらに、相互の協働関係をより一層強化することで、ごみの減量、再生利用を図り、持続性のある環境にやさしい資源循環型のまちづくりの実現を目指します。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、一般廃棄物処理の状況及び取組みの進捗状況について点検・評価を行います。また、広域連携を意識し、周辺市町と足並みをそろえ、取組みを推進し、必要に応じて取組みの見直しを行います。



資料：第3次善通寺市環境基本計画 令和3年3月

図 4-1 計画の進行管理 (PDCAサイクル)